

〈論 文〉

# 大恐慌期フランス社会政策の改革と障害

## —人民戦線ブルム内閣の政策経験—

向 井 喜 典

目 次

はじめに

1. 恐慌下の社会政策改革の役割と経済回復構想
2. 経済回復構想の挫折と社会政策の暗転諸契機
3. 労働争議調整制度の変容と改革「休止」声明

おわりに

はじめに

20世紀世界に最大の規模と深度で先進資本主義諸国の経済構造を震撼させた1930年代の世界経済恐慌は、主要な各国でその衝撃から脱出するために国家の行財政機構が担う役割の管理経済的な肥大化傾向を促迫して、国際通貨制度の金本位制が最終的に崩壊する過程で、第2次世界大戦前夜のファシズムの台頭を国際的に基礎づけた世界大恐慌として知られている。本稿では、この世界大恐慌期に各国で社会・経済政策の展開様式が変容する過程を表象した政策経験の例証を、フランス経済の恐慌局面で1936年6月に経験された労働基準の保障

---

キーワード

人民戦線運動、マティニョン協定、社会政策改革諸制度、ヴァカンス権、大量資本海外逃避、消費者物価騰貴、経営者運動、ブルム内閣総辞職

と労使関係の規制をめざす社会政策の法定諸制度の画期的な改革が担った役割に見いだして、その前途を慌ただしく暗転させる致命的な契機となった障害が導いた帰趨と関連づけて把握する視座から考察する。それはまた、現代社会政策の歴史的 성격の形成過程を国際比較する視座からも、資本主義世界の1930年代危機の経済と政治の歴史的激動状況を反映して、労働者状態が革新する展望にむけて重要な一つの画期となった見逃せない政策推転の軌跡である。

本稿で考察する対象は、1930年代の世界大恐慌期にフランスで経験された人民戦線運動の社会的高揚と衰退の諸過程に照応している。この運動は、恐慌下の隣国ドイツで政権を掌握したナチスがヨーロッパの国際関係を侵犯する脅威に触発されて、第三共和制フランスの議会政治に右翼諸リーグが挑戦した議会制民主主義の危機を打開するために、フランス経済の恐慌局面で労働組合運動が分裂していて組織的力量が弱く鬱積していた労働者の生活防衛の諸要求の結集を主力として、広範な中産階級の諸要求と社会的に連帯する多数派形成の課題をめざして首都パリを中心に高揚した。なかでも念頭におきたい政策経験は、1936年春の下院総選挙の結果に基づいて、フランス社会党の党首レオン・ブルムを首相とする人民戦線内閣（以下、人民戦線ブルム内閣と呼ぶ）が、6月4日に成立した後ほどなく、世界最初の週賃金減額をともしなわない週40時間労働制の法的確定をはじめとする社会政策の画期的な改革諸制度を、フランス経済の恐慌局面から脱出する課題にむけて法定された歴史的役割の大きさである。

別稿で確かめたように、それは、下院総選挙後の5月中旬から首都パリ周辺の新鋭重工業地帯で続発した労働者の工場占拠をともしなう大ストライキが、6月に入って全国各産業部門の多くへ急拡大した未曾有な社会的緊張状況を鎮静させる課題を、首相ブルムが「社会改革と経済回復の同時達成」をめざした政策理念を実現するための先決要件として、政府が議会に提出した法案が、議会の保守派の牙城と呼ばれていた上院でも、第三共和制フランスの議会史に前例がない速さで可決された制度改革であった。そして、労働基準の保障と労使関係の規制をめざす法定諸制度の発達が相対的に停滞していたフランスの社会政策の展開様式が、その国際的水準を一挙に凌駕した画期でもある<sup>1)</sup>。さらに念頭におきたい動態は、この国際的視野からも画期的な社会政策改革の法定諸制

度によって労働者の状態を改革する課題と展望が、その前途を、経済過程から累増した構造的な障害と経営者団体の組織的な反労働組合活動とに、慌ただしく制約された暗転諸契機との関連についてである。それはまた、ヨーロッパの国際関係が同年7月からのスペイン内戦を焦点としてナチスに侵犯された破局的な緊張状況に影響されて、フランスの人民戦線の政党連合が亀裂を顕在化した状況と重なった。そして、その時期に、資本の大量な海外逃避によってフランス銀行の金準備高が激減した本位貨フランの危機の深まりが、フランス経済の恐慌局面から脱出する課題を著しく困難にさせて、工業生産が回復しない状況のなかで消費者物価が急上昇し、同年5～6月の大ストライキの過程で労働者が獲得した賃金の大幅な増額を空洞化させる傾向を強めていた状況のなかで、9月初旬から労働争議が各地で激烈に再燃して、5～6月の大ストライキを支えた労働者と都市中間層との社会的な連帯感も各地ですでに消失していた<sup>2)</sup>。

問題の所在は、そのためにも、こうした急激な状況変化の諸過程のなかで、フランスの人民戦線運動が担った反ファシズム課題と恐慌脱出課題との相互の関連がもった位置に注目して、この運動が、第三共和制フランスの議会政治に底流していた民主主義的自由の伝統を活性化するために、労働者階級と中産階

- 
- 1) 拙稿「フランス人民戦線期の労働基準政策——その改革と経済的障害の軌跡——」、九州大学『経済学研究』第56巻5・6合併号、下山房雄教授・逢坂充教授還暦記念論文集、1994年、所収などで考察した。その後の拙稿「フランス人民戦線内閣の社会経済政策の障害——1936年秋の平価切下げ政策と労使関係——(1)」、大阪経済法科大学『経済学論集』第20巻1号、1996年、所収も、東京大学『史学雑誌』第103編3号、1997年の特集『1996年度の歴史学界——回顧と展望』の「ヨーロッパ(現代—フランス)」のなかで懇切にご紹介いただいた。さらに、拙稿「世界大恐慌の衝撃とフランス通貨政策——1936年の「ブルムの実験」の暗転契機——」大阪経済法科大学『経済学論集』第22巻1号、故姜昌周教授追悼号、1998年、所収とも、本稿で考察する内容は関連している。
  - 2) 拙稿「フランス人民戦線運動と社会政策——その経済再建課題と関連して——(1)」、大阪経済法科大学『経済学論集』第9巻2号、1985年所収で、この過程について考察した。その内容を、中央大学人文科学研究所編『希望と幻滅の軌跡——反ファシズム文化運動——』、中央大学出版部、1980年のなかの、第7章「人民戦線思想とスターリン時代—覚書風—to」の註記で、懇切にご紹介いただいた。そして、それはまた、故振津純雄教授からフランスの人民戦線運動の歴史を共同研究しようというお奨めをいただいた頃のことでもあった。

級の社会的連帯をめざした多数派形成の過程を支える主力であった労働組合運動が当面した諸課題と、それを関連づけて把握する歴史認識の視座から確かめる必要があろう。考察する主要な対象は、やがて首相ブルムが経済過程から累増した諸困難と財政危機とに耐えきれなくなって、組閣後一貫する政策規範であった人民戦線運動の共同綱領、「人民連合綱領」に結実した諸要求を実現するための社会・経済政策の続行を「休止」とし、翌37年2月13日に公式声明した時期までに限定する。その時期に、前年6月6日に下院で信認された首相の施政方針のなかで明示した国家失業基金制度と老齢労働者退職年金制度の創設が、なおも実現されていなかった。人民戦線ブルム内閣は、1937年春から破局的に激増した資本の大量な海外逃避を規制して財政危機を打開するために、財政全権の委任を議会に要求した政府法案が、下院で可決されているが、上院財政委員会で度重ねて妨害されて議会を通過しなかったため、経済回復への展望を見失って、人民戦線の政党連合の分裂を回避するために6月22日に総辞職している。そして、それはまた、前年6月に人民戦線ブルム内閣の社会政策の法定諸制度の画期的な改革を歓迎した労働者の間から、この内閣の政策理念の推転過程にともなう不満と不信の念が高まっていた時期でもある。

長友故振津純雄教授らと過去7年間余り続けた共同研究の課題も、この問題にかかわっていた。それは、1930年代の世界大恐慌期にフランスで経験された人民戦線運動の社会的高揚と衰退の諸過程がもった歴史的位相を、世界史の現局面に照応して必要な歴史認識の課題として把握するために、同時代に生きられたご経験が豊かな故山口正之教授からも懇切にご指導いただいた研究会であり、<sup>3)</sup>その課題意識は日本経済の長期不況局面から脱出するために必要な国民生

3) 近年の欧米諸国で多産なフランス人民戦線史の研究動向を代表する包括的な視座からの通史的研究の成果として、日本の関連分野の研究者にも周知な名著、Julian Jackson, *The Popular Front in France, defending democracy, 1934-38*, Cambridge University Press, Cambridge, et als., 1988を、故振津純雄教授と法学部の岩村等教授にご協力をいただいて、ジュリアン・ジャクソン著、訳者代表・向井喜典『フランス人民戦線史——民主主義の擁護、1934～38年——』、昭和堂、1992年として共訳する過程から、私たちの研究会は始まった。著名な諸先学から書評紙と学術誌のなかで過分なご高評をいただいた共訳書であり、関連分野の諸論著でも参考文献として引用されている。1994年7月には、原著者ジ

活の進路を探求する関心と繋がっていた。そして、故振津教授が年余にわたる病床からも気遣ってくださった研究会である<sup>4)</sup>。哀惜に耐えない永遠のご冥福を祈念して生前にいただいたご協力に厚く感謝したいと思う。合掌。

## 1. 恐慌下の社会政策改革の役割と経済回復構想

1930年代の世界大恐慌の過程でフランス経済が全般的過剰生産恐慌の局面を迎えたのは、この大恐慌の衝撃によって国際通貨制度の金本位制が最終的に崩壊する過程の初期に、本位貨フランの金平価が世界市場でもっていた紛れもない安定性に支えられて、先進資本主義諸国のなかで最も遅く、世界経済の趨勢よりも約2年間近く遅れた1931年第4・四半期からであったと通念されている(第1図、参照)<sup>5)</sup>。フランス経済は、その時期まで、1928年6月25日通貨法で金本位制に復帰したポアンカレ・フランの金平価がもっていた国際競争力の優位性に支えられて、物価水準を低下させて輸出競争力が飛躍的に増大し、海外諸国から逃避的に流入した大量な短期資本と在外資産の引揚げとによって、フランス銀行の金準備高も堅調に増大していた。この「ポアンカレの奇跡」と呼

---

ャクソン博士からロンドンで欧米諸国での研究動向について懇切に教えていただくことができた。それは、パリにあるフランス国立社会科学高等研究院 *École Hautes Études en Sciences Sociales* へ、大阪経済法科大学から海外研修させていただいていた時期のことであり、その研修先 E.H.E.S.S. で破格な厚遇を与えていただけたご芳情も、感謝に耐えないところである。

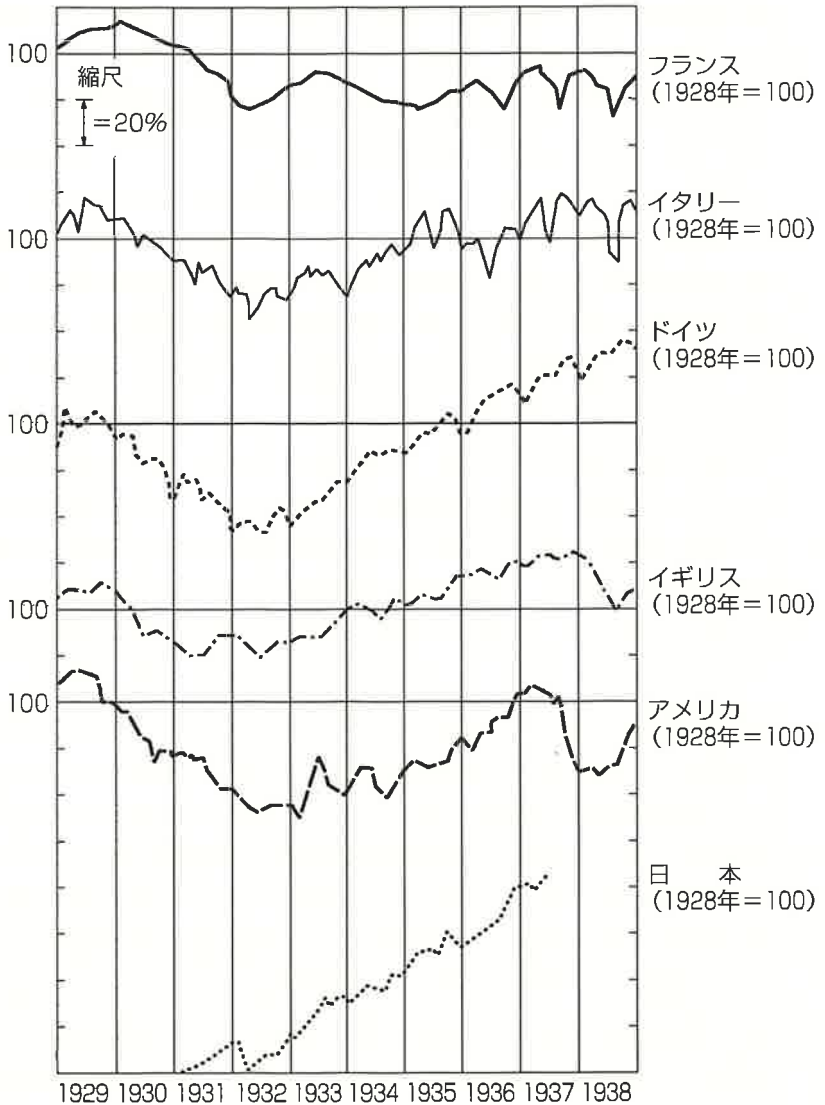
- 4) 故振津教授の生前最後となった遺稿を第8章に収めた共訳書、ジョエル・コルトン著、向井喜典監訳、岩村等・小宮山直子ほか訳『フランス労働争議強制仲裁制度、1936～1939年』、大阪経済法科大学出版部、1999年に付した「監訳者解説」のなかで、故山口正之教授と故振津教授に哀悼の意を捧げて、私たちの研究会の経過を要記した。原著者ジョエル・コルトン博士は、フランス人民戦線史をめぐる諸論著で国際的に著名な碩学であり、その原書、Joel Colton, *Compulsory Labor Arbitration in France, 1936-1939*, King's Crown Press, Columbia University., New York, 1951は、公刊されてから半世紀近くになるいまま欧米諸国の研究者の間で高く評価されている。私たちの研究会で6冊目、大阪経済法科大学に勤務させていただいた私にとって8冊目のこの共訳書の内容に、『東京大学新聞』1999年10月19日号でも懇切な書評をいただけた。

ばれた繁栄局面で、イギリスに次ぐ世界第2位の金保有国として「大不況のなかの繁栄する孤島」と呼ばれていたフランス経済が、やがて全般的過剰生産恐慌の局面を迎えたのは、1931年9月のポンドと33年4月のドルの金本位制離脱と平価切下げ政策にともなう内外価格差に重圧されて、輸出と観光収入が急激に減退した時期からであり、それはまた、1920年代末からの世界農業恐慌の深刻な影響とも重なっていた。この恐慌局面で、農村と地方都市の中産階級を主要な集票基盤とする急進社会党（以下、急進党と略す）を、伝統的な「要」政党として「中産階級の共和国」と呼ばれていた第三共和制フランスの議会政治は、1932年春の下院総選挙から34年春の下院総選挙までの4年間に、きわめて短命な11の内閣が相次いで交代して、その内閣危機の争点の多くが、フランス経済の恐慌局面から脱出するための政策判断の対立にかかわっていた。

恐慌下のフランスで混迷する政治社会状況は、歴代の内閣がフランス経済の

- 
- 5) 1930年代の世界大恐慌の原因と諸過程を包括的な視座から実証的に解明された国際的に評価が高い名著に、Charles P. Kindleberger, *the World in Depression, 1929-1936*, The University of California Press, 1973. その訳書に、チャールズ・P・キンドルバーガー著、石崎昭彦、木村一朗訳『大恐慌下の世界——1929～39——』、東京大学出版会、1982年がある。また、フランス経済の1930年代恐慌の経済諸指標の変動をめぐる諸学説を検討された近年の歴史書に、Haim Shamir, *Economic Crisis and French Policy, 1930～39*, E.J. Brill, Leiden, 1989. がある。世界大恐慌期のフランス経済の動態については、その研究史の古典の改訂版、Alfred Sauvy, with Anita Hirsh, *Histoire economique de la France entre les deux guerres*, 3vols, Paris, Economica, 1984. をはじめ、Michel Margairaz, *L'État, les finances et l'économie : Histoire d'une concersion, 1932-1952*, 2vols, Comite pour L'histoire economique et financiere de la France, 1991. および、Julian Jackson, *The Politics of Depression in France, 1932-1936* Cambridge University Press, 1985. (その訳書を、ジュリアン・ジャクソン著、向井喜典監訳、岩村等、太田潔ほか訳『大恐慌期フランスの恐慌対策——1932～1936年——』として、大阪経済法科大学出版部から近刊予定) などが重要である。近年の日本での代表的な研究成果では、竹岡敬温教授の「1930年代世界恐慌の開始とフランス」、『大阪大学経済学』第43巻1号、1993年にはじめとする諸論稿と、人民戦線ブルム内閣の経済政策をめぐる研究でも著名な広田功教授の名著、『現代フランスの史的形成——両大戦間の経済と社会——』、東京大学出版会、1994年の第2部「世界大恐慌期の恐慌対策と管理経済」および、和仁道郎「戦間期フランスにおける景気循環」(1)(2) 東京大学『経済学論集』第59巻2号、3号、1993年などから多くの内容を援用させていただいた。厚く感謝したいと思う。

第1図 主要工業諸国の工業生産指数の推移(1929~38年)



[出典] Pierre Renouvin et René Rémond (dir.), *Actes du Colloque, Léon Blum, Chef de Gouvernement 1936-1937*, p. 297. Paris, 1967.



恐慌局面から脱出するために財政支出を抑制してきたデフレーション政策が、勤労諸階層に与えた影響によっても深められていた。こうした状況のなかで、第三共和制フランスの議会政治に挑戦して恐慌下で急速に台頭した右翼諸リグが、1934年2月6日夜に、首都パリのコンコルド広場に集まって、セーヌ河の対岸にある下院を放火と流血の暴力で威嚇した反議会制運動が発生した。それは、新しく成立したばかりの急進党首エドゥアール・ダラディエを首相とする内閣が、下院の信任をえていながら、その街頭からの暴力に脅かされて翌7日に総辞職した衝撃であり、第三共和制フランスの議会史に前例がない議会制民主主義の危機であった。この暴動に驚愕した首都パリの知識人層が、ファシズムに反対するために労働者の統一行動の緊急な必要性を提唱し、2月12日には、労働組合全国中央組織 *Confédération Générale du Travail - C.G.T.* とフランス社会党が組織した抗議デモンストレーションに、フランス共産党とその指導下にある労働組合全国中央組織 *Confédération Générale du Travail Unitaire - C.G.T.U.* が同調して、両系列の別個のデモンストレーションの隊列が首都パリの街路で遭遇した場で、「団結！」の声に参加者のなかから高まって連帯行動が現われた。そして、1920年代から深刻に続いていた社・共両党の相克の連鎖をやがて克服して、7月26日に両党の間で統一行動協定が締結された過程で、フランス共産党は、ファシズムに反対して労働者階級と広範な中産階級との社会的連帯を実現するために、急進党と連携する努力を同年秋から強力に進めた。翌35年には、5月に仏・ソ相互援助条約が締結されて、急進党も7月14日のフランス大革命記念日の大集会と大デモンストレーションによく参加した。翌15日は、これら3政党と、共和社会主義同盟、人権連盟、反ファシズム知識人監視委員会、『エスプリ』誌に結集する知識人グループなど、103の諸政党、諸団体が参加する人民連合全国委員会が、人民戦線運動の全国組織として結成された。象徴的に、それは、ナチスの脅威に触発されて、フランス共産党の画期的な戦術転換に支えられて実現した第三共和制フランスの議会制民主主義を擁護する「三色旗と赤旗の和解」であったといえる。この運動が広範な多数者の社会的連帯を進める過程で、知識人層の社会意識の覚醒状況が担った役割も大きかった。*C.G.T.* と *C.G.T.U.* は、国際的に「分裂の古典国」と呼ばれて



いた労働組合運動の長年にわたった分裂を克服して、翌36年3月初旬の C.G.T. トゥルーズ大会で、人民戦線運動の最大の大衆的基盤組織として再合同した。同年1月12日には、春に迫った下院総選挙で人民戦線派の諸政党が相互に協力して立候補者を取り下げる多数派形成の基礎として、「人民連合綱領」が発表されていた。それが、やがて成立する人民戦線ブルム内閣が下院で信認されて施政方針の政策規範とした人民戦線運動の共同綱領である。

「人民連合綱領」は、前年7月14日の大革命記念日に首都パリで開かれた大集会のスローガンを活かして、「フランスの人民によって獲得された民主主義的自由を擁護して、労働者にパンを、青年に仕事を、世界の全人類に大なる平和をもたらすために行動する」と、その前文に書いている。この課題を実現するために「即時適用することができる諸手段」として掲げられた要求の内容は、フランス社会党と C.G.T. が経済回復の課題を達成するための重点要求としていた信用組織と基幹産業を国有化して経済構造を改革する構想が、自由主義経済の伝統に固執する急進党に強硬に反対されて、産業国有化の問題はプロレタリアートが政権を奪取した後の課題であると主張するフランス共産党が、中産階級に心配を与えないために急進党の主張に同調したので、フランス銀行の理事会の改組と、軍需産業の国有化と、恐慌下で惨落していた農産物価格を調整するための全国小麦公団の創設という、きわめて限定された範囲の3項目に制限されて、同年6月の社会政策の法定諸制度の画期的な改革の過程で実現する週40時間労働制の要求についても、40時間という数値を削除した「週賃金減額をとみなわない週労働時間の短縮」と表現されただけであって、その同じ社会政策改革の過程で実現した年次有給休暇制度の要求について、なんら明記されていなかったことなども、見逃されてならない問題点である。

1936年春の下院総選挙の結果は、この共同綱領を選挙協定とした人民戦線派の諸政党が総計370議席を獲得して、反人民戦線派の248議席を大きく凌駕したが、前回の1932年総選挙の結果に比べると、有効投票81.82%のうち人民戦線派が44.48%から49.54%へ、反人民戦線派が37.35%から35.38%へ、それぞれ微増、微減したにとどまった。なかでも注目された動態は、第三共和制フランスの議会政治の伝統的な議会第1党であった急進党が、恐慌下で歴代の内閣が

踏襲したデフレーション政策による犠牲の広がりやを反映して、得票率も議席数も激減して議会第2党となり、人民戦線運動を画期的な戦術転換によって主導してきたフランス共産党が、得票率を2倍増、議席数を7倍増した立党後最初の大躍進であった。そして、従来は議会第2党であったフランス社会党が議会第1党となった変化である（第1表～第2表、参照）。急進党の集票基盤であった農民層と都市中間層が地滑り的に社会党へ移行して、共産党の集票基盤が北部の重工業地帯と首都パリ地域の新鋭重工業地帯を中心に飛躍的に増大した過程で、急進党の内部では人民戦線の政党連合から離脱する動きが下院総選挙の直後から現れている<sup>6)</sup>。さらに注目されなければならない動態は、ナチスが、ヴェルサイユ条約とロカルノ協定を侵犯して、同年3月7日に独・仏国境のライン・ラント非武装地帯へ陸軍を進駐させて、ヨーロッパの国際関係を緊張させた状況のなかで、フランス社会党とフランス共産党の立候補者が、「人民連合綱領」に結実した諸要求を実現するために、議会共和制の民主主義的自由を擁護して、フランス経済の恐慌局面から脱出するための社会・経済改革の諸課題に、選挙運動の重点をおいていた歴史的役割の大きさである。そして、そこに、本稿で考察する主題である社会政策改革への展望がもった位置を見ることができる。

議会第1党となったフランス社会党の党首レオン・ブルムを首相とする人民戦線内閣は、フランス社会党の党員が内務大臣と社会・経済政策を主管する閣僚に就任し、急進党から副首相と教育・外交・国防政策を主管する閣僚が入閣して、社会主義共和同盟からも入閣した。副首相となったのは、急進党の党首エドゥアール・ダラディエであり、フランス共産党と C.G.T.指導部が、ブルムからの入閣要請を拒絶して緊密に閣外協力した連合内閣である。この内閣が担うべき役割を、ブルムは、5月末に開かれたフランス社会党全国大会で、ファシズムによる政権奪取を阻止するために、その培養土となるフランス経済の恐慌局面から脱出するための純粋に防衛的な「権力の占拠」という政策路線として表明していた<sup>7)</sup>。それは、フランス大革命期の1789年憲法と第三共和制の

6) J. Larmour, *The French Radical Party in 1930's*, Stanford University Press, New York, 1964, p. 217.

大恐慌期フランス社会政策の改革と障害

第1表 1936年 総選挙結果（議席）

		1936年 議席	改選前	増減
人民 戦線 派	共産党	72	10	+62
	PUP(プロレタリア統一党ほか)	10	11	+1
	社会党	146	97	+49
	USR(社会主義共和同盟)	26	45	-19
	急進社会党	116	159	-43
	その他	3		+3
計		373	322	+51
反 人民 戦線 派	独立派	11	22	-11
	急進左派	31	66	-35
	人民民主派	23	23	
	左翼共和派	84	99	-15
	民主共和同盟	88	77	+11
	保守派	11	6	+5
計		248	293	-45

資料：Lefranc, *Histoire du Front Populaire*, Payot, Paris, 1965, p.131より作成。

第2表 1932-36年総選挙得票数比較

	1932年	1936年
有権者	11,533,593 (100%)	11,798,550 (100%)
共産党	783,098 (6.78%)	1,468,949 (12.45%)
社会党系	2,034,124 (17.63%)	1,996,667 (16.92%)
急進社会党系	2,315,008 (20.07%)	1,955,174 (16.57%)
(計)	5,132,230 (44.48%)	5,420,790 (45.94%)
右派 (反人民戦線派)	4,307,865 (37.35%)	4,233,928 (35.88%)
有効投票数	9,440,095 (81.84%)	9,654,718 (81.82%)

資料：Dupoux, *Le Front Populaire et les élections de 1936*, p.126.

議会の慣行に従って合法性の枠内で公務を執行する方向であり、6月6日に首相として下院に初登場した施政方針演説のなかでも、首相ブルムは、「フランス経済を生き返らせ、失業を吸収して、消費可能な所得の総額を増大させ、自己の労働によって真の富を創造するすべての人たちに、いくばくかの福祉と安全を提供する」<sup>7)</sup>と声明して、「人民連合綱領」に結実した諸要求を忠実かつ迅速に実現するための具体化策の日程を内容とする施政方針を、圧倒的多数によって信認されている。その施政方針は、(1)議会が夏期休会に入る前に法制化する必要がある措置として、大赦、週40時間労働制の創設、有給休暇制度の創設、団体協約制度の改定、大規模な公共土木事業、軍需産業の国有化、全国小麦公団の創設、義務教育年限の延長、フランス銀行の定款改定、前任諸内閣のデクレ(緊急政令)の廃止、(2)その後に着手する措置として、国家失業基金制度の創設、農業災害保険制度の創設、農家負債の整理、高齢労働者退職年金制度の創設を、その主要内容とするものであった。

人民戦線ブルム内閣が組閣と同時に解決しなければならない緊急な政策課題が、2つあった。ひとつは、フランス経済の恐慌局面から脱出する過程を著しく困難にさせていた内外価格差の重圧を打開するために、資本の大量な海外逃避に対処する課題であり、いまひとつは、人民戦線ブルム内閣の成立に呼応して全国各産業部門の多くへ急拡大した労働者の工場占拠をとまなう大ストライキによる未曾有な社会的緊張状況を、首相ブルムが「社会改革と経済回復の同時達成」をめざした政策理念を実現する方向で急速に鎮静させる必要であった。そうではあるが、資本の大量な海外逃避を規制するための政策判断は容易でなかった。内外価格差の重圧に対処するために、金本位制から離脱して平価切下げ政策を実施していたポンドとドルに通貨調整して、本位貨フランも平価切下げ政策を実施する必要があるという諸議論が、1934年夏から伝統的なデフレーション論者の間からも広がって、各界で白熱的な論争を展開していた状況のなかで、人民戦線の政党連合の内部では、急進党が、平価切下げ政策にとまなう

7) Joel Colton, *Leon Blum humanist in politics*, New York, 1974, p.136.

8) Leon Blum, *L'Oeuvre du Leon Blum (1934-1937)*, Press Universite Francaise, Paris 1964, p.273.

物価騰貴が中小貯蓄者層に与える犠牲に強硬に反対して、フランス共産党が、経済回復の課題を達成するために必要な資金を「金持ちに支払わせ」という戦略的視座から、大財産課税を提唱し、インフレーションも、デフレーションも、平価切下げ政策も、プロレタリアートに犠牲を強制する「シヤムの双生児」であると主張して、資本の海外逃避を厳正に規制するための為替管理の実施を強く要求していた<sup>9)</sup>。フランス社会党も、大多数の党員が平価切下げ政策に賛成していなかった。「人民連合綱領」にも、この問題についてならん明記されていないで、「デフレーションでもなく、平価切下げでもない」という経済回復の課題が、人民戦線運動を進める諸政党、諸団体に共通する政策志向であった。6月6日午前に下院で施政方針を信認された首相ブルムも、「ある晴れた日に、われわれが平価切下げについての白い貼紙、通貨クーデターについての白い貼紙で壁を埋めてしまうと、国民が期待すべきではないし、また心配する必要もない」<sup>10)</sup>と公約している。下院総選挙の諸結果に反発して資本の海外逃避が増大しはじめた状況のなかで、それ以上に緊急な解決を迫られた深刻な先決要件が、フランスの労働争議史に空前の規模と深度で全国各産業部門の多くへ急拡大した大ストライキによる未曾有な社会的緊張状況を鎮静させる必要であった。

6月4日夜に大統領アルベール・ルブランに閣僚名簿を提出して人民戦線ブルム内閣が成立した時に、首都パリは、一般商業新聞の発行までが労働者のストライキによって途絶えて、教育、鉄道、郵便、電気、ガス、水道などの公共部門だけがわずかにストライキを免れていた状況のなかであった。首都パリ周辺の新鋭重工業地帯では、フランスで最大の自動車工場であるルノー社のピヤンクール工場で、3万5000人の労働者が5月28日から工場占拠をとまなうストライキに入っていて、フランス社会党の革命的左派を指導するマルソー・ピヴェールが、「いまや全速力ですべてが可能である」と革命への転化を呼びかけ

---

9) Serge Wolikow "Le P. C. F. et le Front populaire ", in Roger Bourdem et al. , le P. C. F. *etape et problems 1920 -1972*, Paris, 1981, pp. 173-176.

10) *Journal Officiel de la Republique Francaise , annales de la Chambre des Deputes : Debats parlementaires*, 6/6/1936.

ていた<sup>11)</sup>。フランス共産党は、この煽動に反対して、「時をおかずに共同綱領に示された諸手段を実行する必要がある」と、25日の中央委員会で決議した。各工場とも、ピケットを立てて労働者が工場に泊まり込み、ストライキ委員会を結成して、労働者代表制の承認、最低賃金の保障、有給休暇の実現、超過勤務の撤廃、団体協約の即時締結などを要求した。5月30日から6月1日にかけて開かれたフランス社会党全国大会でも、ストライキ続行中のパリ地域の金属機械工業部門の労働者の運動に対して、「再統一された労働組合組織に支援されたこの運動と完全な連帯を結ぶ」ことを決議している。パリ地域の金属機械工業部門の労働者は、5月30日に雇主側が団体協約締結交渉に応じたので、工場占拠を解きはじめたが、6月2日から、この部門を中心に工場占拠をとまなうストライキが激化して、化学工業、建築業、繊維工業、食品工業などの諸部門へ突然に波及し、首都パリから地方へ、従来は労働争議の経験もなかったデパート、レストラン、本屋、ガソリンスタンドなどの従業員から、新聞売り子など、大量な未組織労働者を含めて、従業員10人未満の零細企業にまで急拡大した。労働者は占拠した工場のなかで、踊り、歌い、新聞を読み、カードを操り、ワインを飲むなど、周辺地域の都市中間層とも交流を深めて、工場を占拠した後に要求を提出する事例さえ少なくなかった。それは、フランスの労働組合運動が過去に経験したどのようなストライキよりも、はるかに自発的で全国各産業部門の多くへ広がるゼネラルな性格をもったストライキであり、恐慌下で鬱積していた労働者の不満と要求が、人民戦線ブルム内閣の成立を歓迎して社会的に爆発した労働からの「集団的逃避」であった。それはまた、労働過程で疎外されていた労働者が人間らしい喜びを回復するための「ストライキの祝祭」であったともいわれている（第3表～第4表、参照）。組閣と同時にロジェ・サラングロとジャン・ルバ（いずれもフランス社会党員）を大臣として内務省と労働省に差しむけて、労働争議の調整に当たらせた首相ブルムは、翌5日正午から3回にわたってラジオ放送して、「あらゆるパニック、あらゆる混乱は、人民戦線の敵の黒い計画に手を貸すことになろう」とストライキ労働者

11) Marceau Pivert, "Tout est possibles". *Le Populaire*, 27, mai 1936.

大恐慌期フランス社会政策の改革と障害

に呼びかけて、週40時間労働制、年次有給休暇、団体協約制度についての政府法案を、明日に開かれる新議会に提出することを約束した。

同日深夜に、経営者団体の全国中央組織 *Confédération Générale du Production Française* - C.G.P.F.の会長ルネ・デシュマンらが、首相ブルムと会談して、ストライキを終息させるために賃金水準の全般的な引上げ協定を労働組合と締結するつもりがあることを明らかにして、労使双方の各全国中央組織の首脳部の会談を政府が斡旋するように要請した。その要請の内容は、ブルムの古くからの友人で鉄鋼業の大企業経営者団体である鉄鋼委員会の事務局長

第3表 1936年1月～12月のフランスにおける  
月間ストライキ件数とスト参加者数

月	ストライキ件数	スト参加者数	座り込みストライキ件数
1月	50	8,739	.....
2月	39	9,142	.....
3月	38	12,127	.....
4月	32	13,784	.....
5月	65	13,727	.....
6月	12,142	1,830,938	8,941
7月	1,751	181,471	639
8月	542	56,861	199
9月	789	135,151	391
10月	974	66,814	128
11月	363	51,501	133
12月	202	43,589	79
合計	17,087	2,422,844	10,510

出典：*Bulletin de Ministère du Travail*, XL111 (1938).  
236, 354, 512, 519; XLIV (1937). B1.

ジョエル・コルトン著・向井喜典監訳：岩村等、小宮山直子ほか訳  
『フランス労働争議仲裁制度 1936年～1939年』大阪経済  
法科大学出版部、1999年、15ページから転載。



ランベール＝リボから、前夜に電話でブルムに伝えられていて、首相ブルムが C.G.T. 指導部へ伝えていた。6月6日に下院へ首相として初登場した施政方針の審議過程でも、首相ブルムは、野党議員からの質問に答えて、工場占拠という争議手段を合法的な行為とは認めないことを言明するとともに、工場占拠している労働者をカづくで排除するつもりはなく、雇主側とストライキ労働者の間の争点を政府が調停するつもりであることを明らかにして、その方針が議會で承認されたので、翌7日午後3時から、労使双方の各全国中央組織、C.G.T. と C.G.P.F. の代表団を首相官邸ホテル・ド・マティニョンへ招いて、自らが議長となって全国的な大ストライキを収拾するための会談を開いた。

首相官邸でのこの会談は、団体協約の即時締結と賃金水準の全般的引上げを主要な議題として、団体協約の締結については、その基礎的部分が5月末にパリ地域の金属機械工業部門での団体協約締結交渉の過程で煮詰められていたの  
で、「雇主は団体協約の締結を承認する」(協定第1条) ことが比較的短時間の

第4表 1919年～36年のフランスにおける  
年間ストライキ件数とスト参加者数

年	ストライキ件数	スト参加者数	年	ストライキ件数	スト参加者数
1919	2,026	1,150,718	1928	816	204,116
1920	1,832	1,316,559	1929	1,213	239,878
1921	475	402,377	1930	1,093	581,927
1922	665	290,326	1931	261	35,723
1923	1,068	330,954	1932	330	54,088
1924	1,083	274,865	1933	331	84,391
1925	931	249,198	1934	361	61,445
1926	1,660	349,309	1935	420	89,726
1927	396	110,458	1936	17,087	2,422,844

出典：1919～35年については、Institut Scientifique de Recherches Economiques et Sociales, *L'Evolution de l'Economie Francaise 1910-1937* (Paris, 1937), Planche 36, "Mouvement des Greves en France." 1936年については、*Bulletin de Ministere du Travail*, XL111 (1938). 236, 354, 512, 519; XLIV (1937). B1.

ジョエル・コルトン著・向井喜典監訳、前掲『フランス労働争議強制仲裁制度』大阪経済法科大学出版部、1999年から転載。

## 大恐慌期フランス社会政策の改革と障害

うちに合意された。C.G.P.F.代表団は、今回のストライキ参加労働者に対するような制裁行為も禁じられたが、「労働組合権の行使は法に違反する行為であってはならない」(第3条)と協定されたことによって、工場占拠という争議手段を違法行為として非難できる前提を確保した。また、C.G.P.F.代表団からの要求に基づいて、「労働者10人以上を雇用する各工場に、工場の規模に応じて2名またはそれ以上の従業員代表を設置する」(第5条)ことも同意された。それは、各工場で労働組合の独占的な発言権を抑制するために、労働者の個人的苦情を代弁する制度の設置を意図していたが、労働組合の組織的力が飛躍的に増大した状況を反映して、従業員代表の多くに労働組合役員が選出されている。

交渉が難航した争点は、賃金水準の全般的な引上げをめぐる問題であった。C.G.T.代表団が、フランスの産業構造に特有な「異常に低い」賃金の存在を重視して、それを是正した上で、最低10%から最高15%にわたる全般的な賃金増額を強く要求し、C.G.P.F.代表団は、それが今後予想される週賃金減額をとまなわない週40時間労働制の実施が与える影響と重なることを懸念して、賃金水準の全般的な引上げ幅を7%から10%の範囲にとどめると強硬に主張して譲らなかったため、会談は中断した。そして、首相ブルムの努力によって数時間後に再開されて、その争点を首相が調停して、最低7%から最高15%にわたる全般的な賃金増額、ただし、各産業の賃金支払総額が12%を越えないこと、なお、「異常に低い賃金」については、それを是正した上で全般的な賃金増額に参加する(第4条)ことに合意された。この全般的な協定によって、労働者は、何ものにも拘束されないで「労働組合に自由に加入して脱退する権利」を保障され(第3条)、雇主側がこの協定を受諾し、または、そのための団体協約締結交渉に応ずれば、C.G.T.代表団が「ストライキ中の全労働者に労働の再開を要請する」(第7条)ことが協定された。翌8日の社・共両党とC.G.T.の機関紙が、「フランスの労働者の歴史にはじめて実現された大勝利」であると大見出しで歓迎した労使協定である。首相ブルムにとって、それは、全国的な大ストライキで労働者が獲得した成果を、契約という形式で労使双方の各全国中央組織の代表団に確認させて、それを権利関係として法認する社会政策の法定

諸制度の画期的な改革の実現過程へ継承することによって、政府が「社会改革と経済回復の同時達成」をめざした政策展開の構想の枠内に、ストライキ労働者のエネルギーを誘導するための社会的危機回避策であったといえる。そして、それが首相官邸オテル・ド・マティニオンでの労使交渉の会談で実現されたので、この労使協定を「マティニオン協定」と呼ばれている。それは、フランスの社会政策の歴史に前例がなかった転換の画期である。

「マティニオン協定」の締結に続いて人民戦線ブルム内閣は6月9日に、世界最初の週賃金減額をともしない週40時間労働制の法的確定と、労働者のヴァカンスの権利を法定する年次有給休暇法および、1918年の団体協約法を改定して、団体協約がもつ拘束力を拡張する一般の拘束力の規定を導入し、全国一律の最低賃金制の成立を基礎づける団体協約制度の創設という、社会政策の法定諸制度の国際的視野からも画期的な三大改革を実現する法案を下院へ提出した。それと併せて、恐慌下で歴代の内閣が進めてきたデフレーション政策を廃棄するための公務員給与調整法案と恩給調整法案も提出して、ほとんど異論なく議会を通過した。それは、歴代の内閣が財政支出を抑制して物価水準を低下させるために恐慌下で踏襲してきたデフレーション政策が、国内の退蔵貨幣を流通過程へ還流させる課題にも、通貨の信用を回復させて海外流出資本をフランス本国へ還流させる課題にも失敗していたことを、すでに前年5月中旬に大蔵省金融局長ウイルフリド・ポーンガルトネルも理解していた時期であり<sup>12)</sup>、先進資本主義諸国の多くで恐慌局面から脱出するために実施されていた通貨・金融政策と同様に、財政支出の膨張をともしリフレーション政策へ転換する過程が、人民戦線ブルム内閣の成立によって、社会政策の法定諸制度の画期的

12) Kenneth Moure, *Managing the franc Poincare : Economic understanding and political constraint in French monetary policy, 1928-1936*, Cambridge University Press, 1991, その訳書、ケネス・ムーレ著、山口正之監訳、向井喜典ほか訳『大恐慌とフランス通貨政策——ポアンカレ・フランの管理の経済的理解と政治的拘束、1926～1936年——』晃洋書房、1997年、372ページ。原著者から恵送されたフランス語版のための大部な追補原稿を組み入れて共訳した。ページ数に異同があるので、以下、引用は訳書による。この共訳書を、同時期のフランスの信用制度の研究で著名な矢後和彦教授が、社会経済史学会編『社会経済史学』第65巻1号、1999年で懇切に書評してくださったご芳情に、厚く感謝したいと思う。

な改革の相次ぐ実現過程と連動したのであることに注目されよう。

年次有給休暇法案も、団体協約法案も、その審議過程でほとんど異論がなく、法案提出後2日目の6月11日に下院で可決されたが、週40時間労働法案は下院でも異論が多く議会審議の過程で難航した。上院では、人民戦線ブルム内閣の最大与党である急進党の上院代表で上院財政委員長のジョセフ・カイヨーが、政府法案を、アメリカ合衆国で実施されていたニューディール政策を模倣する「小人の国のローズベルト主義」と呼んで、巨大な資源保有国であるアメリカ経済と過大な債務を負っているフランス経済との差違を強調して強硬に反対した<sup>13)</sup>。首相ブルムは、この挑戦に応じて、「ローズベルトは多くの不利な条件のなかで活動した。……アメリカ経済は流動資本がすべて銀行に預託されていたのに、彼は銀行のほとんど完全な支払停止に直面した。……同様な現象がフランスでは見られない。逆に、われわれはアメリカには類似物がなかったような現象、すなわち、巨額な財源の国内退蔵をもっている<sup>14)</sup>」と反論している。週賃金減額をともなわない週40時間労働制を実施して、労働者の賃金の増額を国内市場の活性化に必要な「購買力」として役立てるための財源を、当時約360億フランと推計されていた国内退蔵貨幣を流通過程へ還流させる可能性に期待していたのが、首相ブルムの経済回復構想の基調である。

下院の特別委員会での法案審議過程で提案理由の説明者となったアンドレ・フィリップは、政府法案がめざす社会的目的を、「年次有給休暇法案と共通して、産業の機械化と専門化にともなって、労働が細分化されて労働の喜びが次第に困難になっている現状に対処して、人格を実現するために余暇を拡大する」<sup>15)</sup> ことにであると説明した。そして、その経済的目的を、週労働時間を短縮して定量の総労働量を一層多くの労働者に再配分することによって、失業者の雇用を可能にさせ、それが週賃金減額をともなわないことで、賃金総額の増加を国内市場を活性化するために必要な「購買力」として役立てることであると説明し

---

13) Joseph Cailloux, *Journal Officiel, Débat Senat*, 18/6/1936.

14) Leon Blum, *op. cit.*, p.303.

15) Andre Phillip, *Journal Officiel, de la Republique francaise, Débats parlementaires*, 12/6/1936.

ている。さらに、中道右派の前大蔵大臣ポール・レノーが上院での法案審議過程で、週賃金減額をとまなわない週40時間労働制の実施は、企業の整理・倒産を導いて失業者を増加させ、賃金コストを増大させてフランス経済の国際競争力の低下と輸出の減退を招くと主張して、「ひとが経済法則を無視するならば、経済法則が仕返しをする」<sup>16)</sup>と論難したことも、念頭に置かなければならないところである。政府法案がめざした政策課題と反対派との争点の多くは、国内市場の活性化にむけて必要な「購買力」として労働者の賃金を増額させる政策を基底的な課題とする国内市場優先策か、それとも、賃金を「購買力」としてでなく商品コストとして把握して輸出の増大を重点課題とする対外均衡優先策かという、フランス経済の恐慌局面から脱出する課題をめざす政策判断の基本的な対立に基づいていたといえる。年次有給休暇法案も、団体協約法案も、週40時間労働法案も、政府法案が下院へ提出されてから10日間足らずのうちに、上院でも第三共和制フランスの議会史に前例がない速さで可決されて、有給休暇法案は295票対2票で、団体協約法案は280票対2票で、週40時間労働法案は176票対80票で、17、18両日に上院を通過している。

「マティニオン協定」が締結された後も、労働者の工場占拠をとまなうストライキは、人民戦線ブルーム内閣の閣僚と C.G.T.指導部の懸命な收拾努力にもかかわらず、パリ地域の金属機械工業部門を中心に、全国各産業部門の多くで6月11日にかけて最高潮に激化した。恐慌下のフランスで、工場内には「恐怖の体制」や「奴隷制」が支配していたといわれる状況<sup>17)</sup>に重圧されていた労働者の不満と要求の社会的な爆発が、雇主側が団体協約交渉に応じるまで工場占拠を解かなかったのであり、大企業経営者の全国中央組織 C.G.P.F.に加入していない中小・零細企業者の多くが、「マティニオン協定」に反感をもって、団体協約によって拘束されることを極度に嫌悪していた。そうした状況のなかで、フランス社会党の革命的左派の指導者マルソー・ピヴェールの活動や、労働者の工場自主管理から革命への転化を煽動した革命的サンジカリスト

16) Paul Reynaud, *Journal officiel, D.P. op. cit.*, 12/6/1936.

17) Simone Weil, *La Condition ouvrier*, Paris, 1951, pp.267-278.

の活動が、政治社会状況の緊張を激化させていた。6月9日には、人民戦線運動のスローガンを敵視するレオン・トロツキーが、「フランの革命は始まった」と亡命先のノルウェーから書き送っていた。政府は、10日に、騎馬警官隊や保安隊をパリ地域や北部のノール県などの重工業地帯で街頭と工場周辺に配置して、12日に、首相ブルムが、「昨日から事態の様相が一変した。……労働組合組織に疑わしい怪しげな集団の存在を感じる」<sup>18)</sup>と下院で報告している。

政治社会状況のこの緊迫した激動過程を急変させる決定的な契機が、11日にフランス共産党がパリ地域の全黨員を集めた活動家集会で、書記長モーリス・トレーズがおこなった演説によって与えられた。それは、工場占拠という争議形態を、パリ市民の進取の気性の象徴であり、新しい秩序であると高く評価して、「マティニョン協定」締結後の新しい局面における労働者民主主義の課題を、「この協定は賃金問題については完全に解決できなかったし、また、できないであろうが、……現在のところ権力の奪取は問題にならない。……フランスのプチ・ブルジョワジーと農民の諸階層からの支持を失う恐れさえある」<sup>19)</sup>と訴えた演説である。そして、「もし現在の目標が大衆の運動を意識と組織について次第に高めながら、経済的諸権利の要求を満足させることにあるのであれば、その満足がえられしだい、ストライキを終わらせるすべを心得ていなければならない。……すべてが可能ではない」と訴えている。同党の中央委員会は、「すべてが可能ではない。党の主要なスローガンは、『すべてを人民戦線のために、すべてを人民戦線によって』である」という声明を、続いて13日に発表した。パリ地域の金属機械工業部門では、トレーズ演説の翌日、12日に団体協約が締結されて、その大ストライキの拠点であったルノー自動車工場の労働者が、13日に工場から撤去して楽隊を先頭に市中をパレードした。パリ地域のストライキの大部分が数日中に解決されて、各地で激化していたストライキも収拾されはじめた。26日に、内務大臣ロジェ・サラングロが、全国のストライキ参加労働者数は11日の116万5、000人から16万5、000人へ激減したと、下院

18) Joel Colton, *Léon Blum : humanist in politics*, revised edition Duke University Press, Durham, 1987. p.157.

19) Georges Lefranc, *Histoire du Front Populaire*, Payot, Paris, p. 164.



で報告している。6月1カ月間のストライキ件数だけでも過去15年間の総計を越えた社会的激動状況(前掲、第4表、参照)が、急速に収拾されはじめたのであり、その大ストライキの過程で大量な未組織労働者を組織した労働組合運動の組織的力量も、C.G.T.に加盟する労働組合で飛躍的に増大した。7月14日の大革命記念日には、人民連合全国委員会が総選挙の勝利を祝賀する大祭典を主催して、首都パリのナシオン広場の演壇から首相ブルムが、「社会正義へのあらゆる努力、あらゆる前進は、フランスの労働者を共和制と国家に結びつける」と、第三共和制フランスの議会政治に底流していた民主主義的自由の伝統を労働者の運動が活性化する人民戦線運動の課題を聴衆に訴えた。

人民戦線ブルム内閣が「マティニョン協定」の締結に続いて実現した社会政策の法定諸制度の画期的な三大改革のなかで、労働者の多くに最も歓迎された制度改革は、6月20日に公布された年次有給休暇法<sup>20)</sup>によって労働者のヴァカンスが社会権として保障された歴史的役割の大きさと、6月22日に公布された週40時間労働法<sup>21)</sup>による週休制の実施であった、といわれている。年次有給休暇制度を法定するの必要は、「人民連合綱領」では明記されていなかったが、1920年代から、C.G.T.が労働過程で疎外されている労働者の生活の質の向上と幸福の追求と、労働過程外での人格の実現をめざして強く要求してきた重点課題であり、1925年から31年にかけて最初の年次有給休暇法案が議会で度重ねて審議されていた時期でもある。年次有給休暇法は、工業と商業と自由業および家内就業と農業で勤続1年間以上のすべての労働者に対して、業種、職種、性別、年齢、国籍の差別なく年間最低15日間の連続休暇(ヴァカンス)を有給で保障した法であり、それは、同年6月24日にILO第20回総会で採択された有給休暇に関する第52号条約で規定された国際労働基準を凌駕した。そして、その適用を後続するデクレ(政令)に委ねて、団体協約や慣行によって有利な休暇が実現することを容認した法であり、「ヴァカンス基本法」と呼ばれている。1936

20)Loi du 20 juin 1936 instituant un conge annuel payé dans Lindustrie, le commerce, ies professions liberales, les service domestiques et L'agriculture.

21)Loi du 22 juin 1936 instituant la semaine de quarante heures dans les etablissements industriels et commerciau fixant la duree du travail dans les mines sauterraine.



年8月初めから39年2月にかけて制定された一連のデクレによって、フランスの年次有給休暇制度が完成して、今日でも「ヴァカンスの先進国」と呼ばれているフランスの法定年次有給休暇制度の発達の歴史がその過程ではじまった。

国際的視野からも画期的な法定年次有給休暇制度の創設と連動して、首相ブルムは、フランスの社会構成の高度に区分されていた障壁に規定された民衆の生活様式を革新するために、法による社会革命から知識人層の文化を民衆に近づけて民衆の日常生活過程からの自発的な創意による文化を創造するための文化革命への発展を期待して、政府の政策による「余暇の組織化」に着手した。<sup>22)</sup>そして、余暇の組織化を進める主務官庁として「スポーツ・余暇庁」を保健省のもとに創設して、36歳の青年で弁護士出身の社会党下院議員レオ・ラグランジュを担当国務次官に任命した。7月23日にラグランジュの発案に基づいて、各省の代表者と主要な労働組合と文化団体の代表者で構成され、余暇問題についての資料の蒐集と行政活動の調整を担当する「省間余暇委員会」と、県レベルでのスポーツの施設整備と組織化を推進する県評議会の全国組織として、身体訓練と屋外活動にたずさわる専門家団体の代表者も参加する「スポーツ高等評議会」が設置された<sup>23)</sup>。翌37年1月7日には、民間団体による旅行と観光の組織化を支援するための「余暇の組織化」政策がめざす役割について、ラグランジュは、「社会進歩と、この数週間に労働者の状態にもたらされた根底的な変化とが、フランスで余暇の組織化の問題を全面的に提起している。スポーツ余暇と、観光余暇と、文化余暇、これらのものは、尊厳の獲得と幸福の追求という同じ社会的要求の相互補完的な三つの側面である。……だが、それらは、稀な例外を除けば、いまなお一つの社会階級の特権であり、……人民の民主主義の体制は、必要な社会改革によって大衆の余暇を創出したが、同時に、こ

22) 広田功「フランス人民戦線の〈文化革命〉の一側面—有給休暇と〈余暇/組織化〉」、中央大学人文科学研究所編『希望と幻滅/軌跡—反ファシズム文化運動』中央大学出版部1987年。所収が、この問題について日本での最初の本格的な研究成果である。併せて、広田明「両大戦間期フランスにおける余暇の組織化」権上・広田・大森編『20世紀資本主義の生成—自由と組織化—』東京大学出版会、所収からも本稿で多くを援用させていただいた。厚く感謝したいと思う。

23) 前掲広田功論文による。

これらの余暇を組織しなければならない。すなわち、この体制は、人民大衆にスポーツと観光を实践し文化の喜びを知る諸手段を提供しなければならない<sup>24)</sup>と、言明している。

法定年次有給休暇制度の創設による労働者のヴァカンス権の法認が担った役割は、それに続いて法定された週賃金減額をとまなわぬ週40時間労働制の実施による週休制の発足と連動して、フランスの労使関係の歴史にとって画期的な「余暇の時代」の到来を導いた。それは、恐慌下で混迷していたフランスの政治社会状況を反ファシズム課題の達成にむけて革新するために、首相ブルムが労働者の日常生活過程からの自発的で創造的な文化革新をめざして構想した「余暇の組織化」政策に支えられた歴史的経験であり、知識人層の社会意識の覚醒過程と交流する労働者の生活文化の革新も首都パリを中心に実現した。そして、同年6月の全国的な大ストライキによる労使関係の「社会的爆発」と連動して、民衆生活の「文化的爆発」であったと呼ばれている。それはまた、人民戦線ブルム内閣の文化政策の表象としてだけでなく、現代社会政策の歴史的 성격の形成過程を国際比較する視座からも、労働者の自発的で創造的な生活文化の民主主義的な革新への展望を期待させた国際的に先駆的な政策経験である。

国際的視野からも画期的なこの政策展開の諸形態を最も印象深く表象した動態を、政策主管者であるランジュバンが、観光余暇の組織化として主導した「民衆ツーリズム」の多彩な進展に見ることができる。同年夏には多数の青年労働者が自転車で農村や海岸地帯や山岳地帯へ旅して、青年層の余暇利用の最良の手段としてラグランジュの支援をえてユース・ホステルが相次いで増設された。さらに、ラグランジュは、労働者の遠距離旅行を可能にさせるために、労働者とその家族に対して鉄道運賃を40%割引する人民有給休暇切符——その別名を「ラグランジュ切符」と呼ばれた——の制度を実現し、グループ旅行に対しては50%の割引、団体旅行列車に乗れば60%の割引も認められて、従来は兵役の時以外には長距離旅行の経験がなかった労働者に家族で長期有給休暇旅行

24) B, Cacérés, *Allons au-devant la vie la naissance du temps des loisirs en 1936*, Paris, 1981, p.36.

できる可能性を与えた。この画期的な制度改革に支えられて、従来は富裕な特権階層だけが排他的に利用していた南フランスのコート・ダジュールなど風光明媚な海岸地帯や、アルプスなどの山岳地帯の保養地で、労働者とその家族が有給休暇制度で保障された長期旅行を満喫した。同年冬にも、クリスマス旅行のための「民衆切符」が発行されて、スキー場への特別列車も運行された。この特別割引切符の利用者数は、同年に56万人、翌37年度に90万人へ増加しているが、当時のある調査報告書によれば、4人家族の標準労働者家計にとって、有給休暇制度を利用して家族で遠距離旅行をすることが一般的には不可能であったと記録されている<sup>25)</sup>。そうした家計費負担の制約と経験不足による労働者の遠距離長期旅行の障害を克服するために、C.G.T.も、安価な団体旅行計画を作成し、ヴァカンス資金の貸付け制度を開設して、C.G.T.の観光旅行案内所が、「旅行の文化的価値を活用する」ために、C.G.T.の労働者教育委員会と協力して、旅行教育のための研修会を各地で組織した。また、各労働組合や諸団体も労働者に情報を提供して旅行計画を作成したが、人民戦線ブルム内閣のスポーツ・余暇部門の独自の予算は上院で重圧されていた。

スポーツ余暇の組織化でも、ラグランジュは、当時の支配的なスポーツ観に對抗して、「見物の対象としてのスポーツ」から、青年層の身体状況を改善するための「浄化スポーツ」という、広範な人民大衆が参加する「実践の対象としてのスポーツ」への転換をめざす新しいスポーツ観を提唱した。それは、「豪華なスタジアム」を作るスポーツの商業化を排除して、「学校があるところにはどこでも」青年が運動できるスポーツ施設を拡充する努力であり、全国レベルでは「スポーツ高等評議会」を創設して、指導員の不足を解消するために、高等体育師範学校や国立スポーツ研究所などの教育・研究機関も新設され、文部大臣ジャン・ゼイと協力して、児童の心身の不均衡と健康の悪化を是正するために、小学校に週1時間の体育授業と半日の屋外授業を試験的に導入した。また、古代スポーツが「幅広い一般化された体育」をめざしていた理念を理想として、「完全かつ普遍的な運動家」を民衆のなかで育成して表彰するために、

---

25) J. V. Parant, *Le problème du tourisme populaire*, Paris, 1939, p.164-179.

翌37年3月1日のデクレで「民間スポーツ認定証」がラグランジュの提案に基づいて制定されて、青年層の間で熱狂的に歓迎されたといわれている。文化余暇の組織化の領域でも、ラグランジュは、文相ゼイと協力して、演劇の復興と革新と民衆演劇の発展にむけて重要な役割を果たした。「かつて芸術家と人民大衆の思想・感情の一致をもたらしていた古い伝統を復活させること」が理想とされて、その「壮大な事業の出発点」として、C.G.T.の「民衆劇場」に対して政府が公式の支持を与えて、C.G.T.はラグランジュの協力をえて「民衆演劇学校」を設立した。この政策課題に協力したフランス社会党系の「36年5月運動やジャック・プレヴェールの「10月グループ」などの諸団体によって、「工場で、舞台上、民衆の集会のなかで、いたるところで1936年に演劇が上演され」て、労働者と知識人層との間の「常に両者を隔ててきた古くからの障壁が除去されたかに見え、共同の生きた自由な文化が発足して、民衆に文化を提供して文化に民衆を提供することが一つの現実となった」といわれている。その過程で、C.G.T.の労働者教育センターの労働者教育協会が、1932年末から首都パリでフランス語、歴史、数学、経済学等の講座を設置していた組合員教育活動が、ラジオ放送の講座に拡充されて、36年から地方に労働学校も開設してフランス語教育に重点をおいて飛躍的に発達した。そうした状況のなかで、首相ブルムは、国立図書館長ジュリアン・カンの協力をえ《地域民衆図書館》を確立させ、「移動図書館」の制度も創設した。ときに生きたフランスの民衆の念頭に、いまま生きつづけている貴重な経験である。

週40時間労働制の政府法案の提案理由も、法定年次有給休暇制度の政策目標と共通して、労働過程で疎外されている労働者の人権を労働過程外で実現させるための制度改革であった。そして、それに加えて、法定週労働時間を短縮して定量の総労働量を一層多数の労働者に再配分して、失業者の吸引を図るとともに、週賃金減額をとまなわない法規制によって、賃金を国内市場の活性化に必要な「購買力」として増額させて、国内市場優先の恐慌脱出構想を達成することを課題とした。念頭におかなければならないのは、労働者の社会的人権を保障する社会政策改革の課題と経済回復構想との相互の関連についてである。

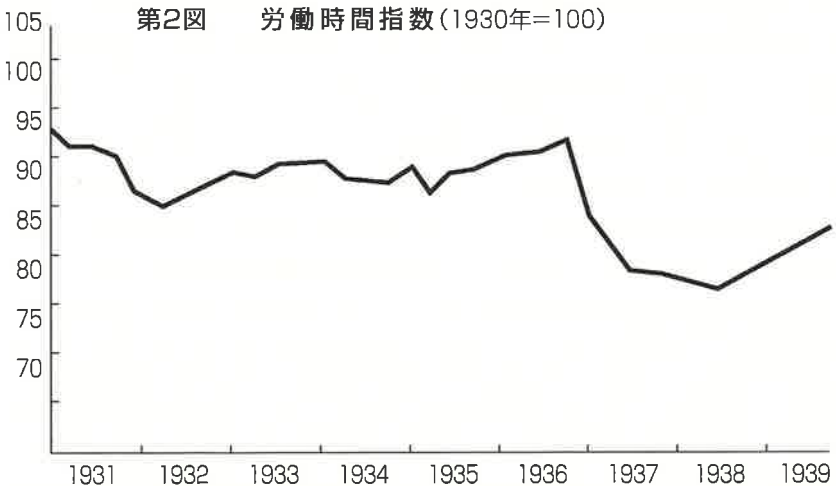
6月22日に公布された同法は、1918年の8時間労働法を改定して、工業、商

業、官公庁および職業教育機関や社会福祉的性格をもつ病院などの公共機関で働くすべての労働者の所定労働時間が、業種別、職種別、企業規模別、性別、年齢別にかわりなく、週40時間を越えてはならず、ただし、鉱山労働者については週38時間40分とすると法定した。そして、法が適用された結果として労働者の生活水準が低下してはならないと規定した。すなわち、それは従来の週48時間で支払われていた賃金額を、新しく週40時間労働に対して支払うことを法で強制する労働基準保障制度であり、時間当たり賃金で換算すると20%の賃金増額に相当する。法の適用方式は、同法が政府に与えた権限に基づいて、内閣が適用対象産業部門の労使双方を代表する各職業団体に諮問して、国民経済審議会の議を経て、産業別にデクレで決定することが法定された。この産業別団体諮問方式は、それに続いて公布された団体協約法が定めるフランスの労働法に特有な「最も代表的」な職業団体という当事者資格の規定と照応して、労働基準を集团的に規制する団体交渉の方式とフランスの労働時間政策の歴史に新しい段階を開かせた。そして、前年6月にILO総会で採択された週40時間労働制について規定した国際労働基準を大きく凌駕した。同法の適用は、同年11月に炭坑業、12月に機械金属工業、建設業からはじまって、翌37年4月末までに工業の全部門に一律適用されて、同年末までにフランス全土のほとんどすべての職業と地域に適用済みとなっている（第2図、参照）。この全地域・全産業にわたる一律適用という方式は、フランスの産業構造を特徴づける中小企業の雇主層に与える経済的負担について、C.G.T.の指導部の内部でも疑問視する傾向があつて、首相ブルムも、週5日8時間労働の一律適用という方式にこだわるつもりがないことを、同年秋にはじまったフランス経済の景気回復過程が突然に停止された翌37年3月中旬に言明している。週40時間労働制と年次有給休暇制度の法定がもった歴史的役割を、「人民戦線政府が基本的人権のリストに付け加えた休息と余暇の権利であり、1948年に世界人権宣言によって声明される権利であつた」という、有力な状況認識もある<sup>26)</sup>。週賃金減額をともな

26) Etienne Gout, Pierre Juvigny, Michel Mousel, *la Politique Sociale du Front Populaire, dans Pierre Renouvin et Rene Remond (dir.) Leon Blum, chef de gouvernement (1936 - 1937)*, Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, Paris, 1981.

わない法定週40時間労働制を創設する必要は、「人民連合綱領」では40時間という数値を削除した「週賃金減額をとまなわない週労働時間の短縮」と表記されただけであったが、首相ブルムが「購買力の全般的な回復」という政策体系の「要石」<sup>27)</sup>として位置づけていた政策課題であり、フランス社会党の機関紙『プープル』の1935年9月25日号に掲載された「社会党と共産党の共同綱領」でも、強く要求された労働者状態を改革するための重点要求であった。

40時間労働法と年次有給休暇法の制定に期待した首相ブルムの政策目標を、労働組合の組織的力量的飛躍的な増大過程によって支えるための制度的保障とされた法改定が、6月24日に公布された新しい団体協約法による労働組合の団体協約締結権の画期的な拡張の法規定である。同法は、6月7日深夜に締結された「マティニョン協定」の第1条が定めた基本原則を法の世界で追認するために、1919年の団体協約法を改定して、団体協約の締結手続を簡素化し、協約



[出典] A. Sauvy, *Histoire économique de la France entre les deux guerres* t. 2, 1967. p. 297

27) Julian Jackson, *The French Popular Front: defending democracy, 1934-38*, Cambridge University Press, Cambridge et als., 1988. p. 245. ジュリアン・ジャクソン著、その訳書、訳者代表・向井喜典、前掲、『フランス人民戦線史—民主主義の擁護 1934～38—』昭和堂、1992年、199ページ。以下、引用は訳書による。



締結権をもつ両当事者を各産業部門の「最も代表的」な職業団体とするという資格要件を法定するとともに、協約の効力を当該協約の適用対象となる企業が含まれる同一の職業また地域の労使双方のすべてに拡張する一般的拘束力の規定を導入した。そして、この効力拡張規定を導入することによって、産業別、さらに、全国一律の最低賃金制を団体協約の必要記載事項に基づいて成立させることを標榜した。労働者の基本的人権を擁護するための「休息と余暇の権利」の保障と、フランス経済の恐慌局面から脱出するための賃金＝「購買力」の増額を、労働組合の団体協約締結権の画期的な拡張によって達成しようとするのが、その基本的な課題であった。そうした課題にむけて同法が規定した「最も代表的」な職業団体という法概念は、フランスの私法でいう「代理」のように明確な限定をもった法概念ではなく、政治社会的な政策的含意をもつ「代表」を意味していて、立法者の意図からすれば、労働者側を代表する全国中央組織である C.G.T.の組織的力量的増大過程が担うべき役割に期待して、「マティニオン協定」の締結と同様な方式で、C.G.T.と C.G.P.F.との全国的な広がりをもつ労働協約体制を展望する構想であった。

団体協約の必要記載事項は、(1)労働者がなんらの制約にも拘束されないで労働組合に加入または脱退できる権利と言論の自由、(2)労働者10人以上を雇用するすべての企業で、当該企業に就労する労働者ならびに従業員から選出された従業員代表の必置、(3)職級別、地域別の最低賃金額、(4)、休暇の期間、(5)見習工の養成制度と組織、(6)協約の適応をめぐる紛争を調停または仲裁に付託する手続、(7)協約を改定する手続きを明記することが、法で義務づけられた。そこに読む従業員代表の設置は、「マティニオン協定」の第5条を出発点とするものであり、労働組合への加入または脱退の自由も「マティニオン協定」の第3条から出発している。そして、団体協約がもつ効力に一般的拘束力を付与される手続きは、各産業部門で「最も代表的」な職業団体の一つから要求があれば、労働大臣または県知事が召集する「労使合同委員会」で、効力拡張の適用を受ける要件をそなえた協約案を作成、審議、決定して、両当事者間の意見の不一致が斡旋手続きによっても解決されないで協約が成立しなかった場合には、労働大臣が介入することを法定された。当初の政府法案では、協約



不成立の場合に介入する労働大臣の職権について、労働大臣の仲裁裁定の履行を当事者に強制することができるという強制仲裁条項が含まれていたが、強制仲裁は労使両当事者から責任を奪う結果となって団体協約の性格を変化させるという、下院の法案検討特別委員会でのフランス共産党議員団の努力と、C.G.T.指導部の旧 C.G.T.U.系の幹部からの強い反対とによって、「協約不成立の場合には調停者として労働大臣に提訴しうる」という任意調停条項に修正されている<sup>28)</sup>。

人民戦線ブルーム内閣は、同法の施行細則を定めた7月3日の労働省デクレによって、労使双方の「最も代表的」な県レベルの職業団体(C.G.T.県支部と県商工会議所)から選出された同数の委員から構成され、県知事が統括する県調停労使合同委員会を全県に設置した。団体協約の締結件数は、1935年には38件であったが、36年6月から9月までの3カ月間に700件を越えて、同年末には、1123件、翌37年7月15日4945件へ激増している。しかし、その間に効力拡張を請求した協約数は37年に700件程度にとどまっていて、効力拡張命令を受けた件数はさらに少ない。それは、C.G.P.F.が、従来は排除していた中小企業者にも門戸を開いて、「マティニオンへの復讐」を旗幟とする全雇主層の反労働組合活動の全国総本部へ再編成するために、同年8月16日に Confédération Générale du Production Francaise から、「フランス経営者総同盟」Confédération Générale Patronat Francaise C.G.P.F.へ改組・改称した過程と深く関連している。労働者のストライキ件数は、同年の17,807件、ストライキ参加労働者数2,422,844人の圧倒的大多数が6月に集中していて、労働者の組織率は、従来は約10%程度であったものが45~50%程度へ飛躍的に増大し、C.G.T.の組織基盤も、従来は主力であった公務員、鉄道員、教員および、中小企業を中心とする伝統産業部門の労働者から、金属機械工業部門を中心とする基幹産業部門の大経営労働者へ急速に拡大した。フランスの労働組合運動の歴史でいわれる

28) Joel Colton, *Compulsory Labor Arbitration in France, 1936-1939*, King's Crown Press, Columbia University, New York, 1951, p.25. その訳書、ジョエル・コルトン著、向井喜典監訳、岩村等、小宮山直子ほか訳『フランス労働争議強制仲裁制度 1936年~1939年』大阪経済法科大学出版部1999年、21~22ページ。以下、引用は訳書による。

「戦闘的少数者」の運動から「大衆的労働組合運動」への転換が画されて、同年末の C.G.T.傘下の労働組合員数は同年春の再合同大会時を一挙に4倍加して約400万人に達している<sup>29)</sup>。

「マティニョン協定」の締結にはじまった人民戦線ブルム内閣の社会政策の法定諸制度の画期的な三大改革に続いて、恐慌下で惨落していた小麦などの農産物価格を上げるために、農民組織を強めて投機的な中間商人を排除して農産物市場を組織化し、農民の所得を国内市場の活性化に必要な「購買力」として増額させる政策に着手されて、フランス経済を支配する「200家族」と呼ばれていたフランス銀行の大株主から信用機構を解放するために、フランス銀行の管理機構を改組して政府の監督のもとにおく事実上の「国有化」政策にも着手された。6月18日には右翼諸リーグ4団体を解散させるデクレが発令されて、反ファシズム課題を達成するために軍需産業国有化法も8月11日に公布された。本稿で考察する課題との関連では、8月19日に公布された公共土木事業法が首相ブルムがいう国民の「購買力」を増大させる経済回復の課題にむけてめざした役割とならべて、8月19日に公布された教育法改定法が、義務教育年限を13歳から14歳へ延長して、教育水準の向上と併せて、義務教育終了者の労働市場への流入を1年間延長させようとした失業対策的役割にも注目されよう。

8月15日に公布された国立小麦公団創設法<sup>30)</sup>の政府法案は、「農産物価格の引上げは、賃金の引上げと同様に、大衆的な農村と農業の繁栄と経済的革新の本質的な一要素である」<sup>31)</sup>という、農業大臣ジョルジュ・モネの構想に基づいて、小麦などの農産物市場から投機的な中間商人を排除して、農業協同組合運動を助成して農民に正当な報酬を保障し、労働者に公正なパン価格を保証することを課題とした。そして、この課題を達成するために、小麦生産者代表9名と、消費者代表9名と、小麦加工者9名および、穀物商代表9名と、政府代表

---

29) Antoine Prost, *La C.G.T. a l'epoque du Front populaire*, Paris, 1964, p.123.

30) Loi du 15 aout 1936 tendent au l'institution d'un Office nationale interprofessionnel du ble.

31) G. Monnet, *The Place of Agriculture in the Economic Policy of French Government*, *Foreign Affairs*, May 1937.

4名とから構成される公団中央審議会の合議によって、小麦の公定価格を決定するものであったが、「労働者に安価なパンを確保させる」ために農民を犠牲にする政策であるなどという批判が、保守的な上院で急進党の議員も含めて厳しく、法案の内容を修正するために上下両院の間を7回も往復した。議会をようやく通過した法の内容は、公団中央審議会での公定価格の決定方式は全員一致を原則とするが、4/5の出席者があって、その3/4の意見が一致すれば決定できることになった。そして、議決できない場合には政府の仲裁に従うことが法定された。公団中央審議会が8月31日に満場一致で決定した初年度の小麦価格は、小麦生産農民に対してかなり大きな実質的利益を与えたが、その後の推移については、「農民層にほぼ一般的な憤激の叫びを惹き起こした」<sup>32)</sup>という評価もある。社会政策の画期的な諸改革に比べて、農業政策の改革は恐慌下で深刻となっていた農家負債の整理などでも容易に進まなかった。

都市中間層に対する経済政策では、国民経済相シャルル・スピナスの名をとって「スピナス法」と呼ばれる低金利で政府資金を貸付ける措置が、社会政策の適用によって経営困難になった中小商工業者や輸出業者に対して実施されたが、この法による貸付け以外では、中小企業者は「依然として9～12%の禁止されていた高利率でしか信用を獲得できなかった」<sup>33)</sup>といわれている。その過程で、社会政策の適用と賃金の増額とによる経費の増加分を越える投機的な消費者物価の急上昇を抑制するために、8月19日に公布された物価投機抑制法に基づいて、公務員、生産者、消費者の各代表者から構成される「物価監視委員会」を各県と全国の2段階にわたって設置されたが、ほとんど役割を果たさなかった。同年8月には、賃金水準の上昇と物価騰貴との悪循環と呼ばれる障害が、人民戦線ブルム内閣の財政・金融政策の進路を制約しはじめていて、工業生産指数が5月の87%(1930年=100%)から9月の81～7%へ減退した状況のな

32) Jacqu Fauvet et H. Mendras, *Les paysans et la politique*, Press Universite Francaise, Paris, 1958, p. 196.

33) F. Maurette, "A Year of Experiment" in France, *International Labor Review*, July - August, 1937. フェルナン・モーレ著、振津純雄訳、「フランスにおける【実験】の1年」大阪経済法科大学経済研究所『経済研究年報』第12号、1993年、所収、108ページによる。

かで、大量な資本の海外逃避が8月末から急速に激増した。

7月24日に公布されたフランス銀行改革法<sup>34)</sup>の政府法案がめざした政策目標を、大蔵大臣ヴァンサン・オリオールが、「国民労働と国民生産の強力な息吹をフランス銀行の管理のなかに浸透させて、公私の信用創造が経済的必要にむけて組織され、国民生産のすべてが支持されて貿易が繁栄できるためには、利子率の引下げが経済活動を営むすべての人々にとって基本的な関心事である」<sup>35)</sup>と、6月21日に議会で報告している。当初の政府法案は、こうした方向で文字通りの国有化を意図していたが、議会の反対が厳しかったので提出されないで、第2次案も上院で撤回された。議会を通過した法の内容は、公信用の国民的管理機構を創出するという政府の政策目標から大きく後退して、主として、株主総会の改組と一般評議会の改編という管理機構の改革だけを課題とする法規制にとどまった。その管理機構の改革の要点は、上位200人の大株主に投票権を独占されていた株主総会を全株主4万人が投票権をもつ機構に改組して、「200家族」の特権的な利益代表者から構成されていた理事会を廃止するとともに、協同組合連合会と C.G.T. と C.G.P.F. のそれぞれから提出された名簿に基づいて政府が任命し、各省の政府代表者が加わって構成される一般評議会が新設されたことである。そして、この一般評議会で株主がもつ権限を1/3に縮減して、フランス銀行総裁に会計検査院総裁エミール・ラペリーが現職のままで併任された。それは、フランス銀行の歴史に異例な人事で、それと併せて、一般評議会の構成員のなかで官僚と準官僚が半数近くに増加したことは、「保守的で正統的な金融政策の牙城」と呼ばれていたフランス銀行を政府金融機関へ改編するために重要な改革であったが、政府法案の議会審議過程で提案理由の説明者であったロベール・ブリュネも、「信用配分問題の基礎に全く手をつけない、いわば表面的な諸改革であるにすぎない」<sup>36)</sup>と書いているように、伝統的

---

34)Loi du 24 juillet 1936 tendant a modifier et a completer les loi et statuts qui regissent la banque de France.

35)Vincent Auriol, *Bulletin Quotidien* 20-22/6/136.

36)A. Dumora, *La reforme de la Banque de France et l'evolution monetaire de juin 1936*, 1939.

な信用政策の改変には及ばなかった。新総裁ラベリーは、人民戦線運動に親近感をもっていたが、8月中旬に開かれた一般評議会で、フランス銀行の伝統的な信用政策を継承すると言明して、人民戦線ブルム内閣が経済回復の課題にむけて必要とした公的信用を拡張する要求を牽制している。

人民戦線ブルム内閣の社会政策の画期的な諸改革にはじまった経済回復構想の実現過程を制約する障害は、国内の退蔵通貨を流通過程へ還流させる課題についても現れた。政府が中小貯蓄者の保有する資金を吸収するために、蔵相ヴァンサン・オリオールの発案に基づいて、最低限度額200フランというかつてない小額の債券を7月1日に売り出した「オリオール公債」が、応募締切日の9月23日になっても、発行限度額100億フランには程遠く応募額が約40億フランにしか達しなかった。さき書いたように、週40時間労働法案の議会審議過程で首相ブルムが社会政策の画期的な改革諸制度を実施するための財源として期待していたのは、当時約360億フランと推計されていた国内退蔵貨幣の巨額な蓄積であったが、その期待が空しかったのであり、9月中旬に蔵相オリオールが、「経済生活と金融市場に責任をもつ指導者」の支配力の強さと、政府の経済回復構想に対する彼らの非協力を厳しく批判している<sup>37)</sup>。それらと重なって見逃せない障害は、大量な短期資本の海外逃避が8月末から急激に増加して、フランス銀行の金準備高を、国防のために必要な最低限度額と軍部が考えていた500億フランに近い水準にまで激減させた本位貨フランの危機の深まりである。内外価格差の重圧は厳しく、9月の海外逃避資本総額が68億100万フランとなって、フランス銀行の金準備高の喪失額は9月末に約526億フランに達している。その時期に、自動車工業を除く全部門で工業生産指数が5月の87(1930年=100)から9月の81~87の水準で停滞していた状況のなかで、消費者物価が政府の予想を越えて急上昇して、C.G.P.F.が指導した雇主層の組織的な反労働組合活動に対抗する労働者の工場占拠をともなうストライキが、人民戦線ブルム内閣とC.G.T.指導部の懸命な収拾努力にもかかわらず、9月初旬から各地で非組織的に再燃しはじめた。しかも、同年5~6月の大ストライキを支え

37) Kemeth Mouré, *Managing the franc Poincaré*, op. cit. p. 152 山口正之監訳、向井喜典ほか訳、前掲『大恐慌とフランス通貨政策』354ページによる。

た労働者と都市中間層との社会的連帯感が、各地ですでに急速に消失していった。

## 2. 経済回復構想の挫折と社会政策の暗転諸契機

世界大恐慌の衝撃によるフランス経済の恐慌局面から脱出するために、労働者の賃金水準を国内市場の活性化にむけて必要な「購買力」として引上げる政策を基底的な課題として、労働基準の保障と労使関係の規則をめざす社会政策の法定諸制度の画期的な改革からはじまったのが、人民戦線ブルム内閣の社会・経済政策の展開過程であった。その前途を、やがて慌しく経済過程から制約する致命的な暗転契機となったのが、大量な資本の海外逃避が8月末から急激に増加してフランス銀行の金準備高を破局的に激減させた本位貨フランの危機の深まりである。そして、その過程で増大した内外価格差に重圧されて、工業生産が停滞していて、政府のリフレーション政策が破局的な物価の急上昇を誘発した状況の中で、首相ブルムは、この対外経済関係の障害に耐えきれなくなって、9月初旬に、「経済回復という共通の目標を別の道のなかに求める必要がある」と声明して、「国内市場と主要な世界市場との間の物価の均衡を再建して貿易を発展させる」<sup>38)</sup> ために、10月1日通貨法で法定される本位貨フランの金本位制離脱と平価切下げ政策への道を踏み出した。激増した大量な海外逃避資本をフラン本国へ還流させるための誘導策としてであり、社会政策の展開様式との関連では、6月の週40時間労働法案の議会審議の過程で、週賃金減額をとまなわない週40時間労働制を実施して、賃金＝「購買力」を国内市場の活性化にむけて増額させ、企業の雇用吸収力の増大による失業者の吸引を期待した国内市場優先の首相ブルムの経済回復構想が、その反対派が強く主張していた対外均衡重視の経済回復構想へ推転した過程であったといえる。それは、労働者の賃金を輸出商品のコストとして抑制する方向への政策課題の推転過程であり、やがて首相ブルムが、翌37年2月13日に、「人民連合綱領」に結実した広範な勤

---

38) Léon Blum, *L'oeuvre de Léon Blum (1934 ~ 1937)*, 1964, p. 429



労諸階層の要求を実現するための社会・経済政策の続行を「休止」とし、公式声明した状況変化への移行過程の暗黙の出発点でもある。

国際通貨制度の金本位制が最終的に崩壊する国際通貨危機の過程で、内外価格差に重圧されていたフランス経済の恐慌局面から脱出するために、大量な資本の海外逃避による本位貨フランの危機を回避する必要は、人民戦線ブルム内閣が組閣と同時に当面せざるをえなかった政策課題であった。恐慌下で歴代の内閣が財政支出を抑制するために踏襲してきたデフレーション政策を廃棄して、財政支出の膨張をとまらうリフレーション政策へ転換した人民戦線ブルム内閣にとって、そのために必要な政策手段は、資本の海外逃避を厳正に規制するための為替管理を実施するか、それとも、世界市場で「複本位制」と呼ばれていたポンドとドルに通貨調整して、本位貨フランも金本位制から離脱して平価切下げ政策を実施するかという、二者択一しかありえなかった。下院で施政方針を信認された6月6日午前、首相ブルムは平価切下げ政策を実施するつもりがないことを公約していたが、平価切下げ政策を実施する場合に予想されるドルの反応を知るために、ロンドン駐在の大蔵省参事官でアメリカ経済通のエマニュエル・モニックを6月中旬に極秘裏にワシントンへ派遣した。そして、モニックの独走的な努力がやがてアメリカの財務長官ヘンリー・モーゲンソーから絶大な協力をえて、9月25日にパリとワシントンとロンドンで同時に発表されることにフランスとアメリカとイギリスの政府が合意した「三国通貨協定」の原案に、9月中旬に到達した。それは、国際間の通貨の安定性を増進させて、平和と民主主義的な自由に対する三国の政府の共同の欲求に応じるために、同年10月1日通貨法で法定された本位貨フランの金本位制離脱と平価切下げ政策が準拠した国際通貨協定である。その協定が定めた「諸通貨の全般的な並列化」の一環として、10月1日通貨法は、本位貨フランの金本位制を規定してきたポアンカレ・フランを廃止して、「弾力フラン」という形式で、本位貨フランの金平価を25%から33 1/3%の変動幅で切り下げた。この平価切下げ政策が導いた経済回復効果は、海外逃避資本を10月に相当額還流させて、工業生産指数も同年末には1931年9月以来最高の91（1928年=100）にまで回復し、失業者数も同年末には1934年11月以来最低の712千人に減少して、物価水準もはじめてイ



ギリスの価格水準を下回り、内外価格格差の縮小に伴って輸出も着実に増大したが、フランス経済に景気回復過程への曙光を期待させたそうした趨勢は、海外逃避資本の還流が10月末から逆転し、翌37年1月には30億フランの流出超過量となっていて、その微弱な景気回復過程も3月中旬に突然に停止した。

1936年10月1日通貨法によるフランの平価切下げ政策は、通貨の安定性を回復させる課題に失敗して、「平価切下げを伴わないインフレーションを通して経済回復を達成しようとした人民戦線内閣の試みが失敗する合図となった」といわれている。それは、「先行した諸政策からの重要な離別というよりも」、「景気回復にむけて必要な通貨の安定性を回復しようとする努力のなかで、あまりにも遅すぎた撤退」であり、「人民戦線運動にとって主要な転換点を示した」といわれている。<sup>39)</sup>社会政策の展開様式との関連では、10月1日通貨法の政府法案が、全文25条のうち10か条にわたって、平価切下げ政策の実施が労働者に与える影響を緩和するための「社会的措置」を定めていた内容を、議会で厳しく批判された諸結果に注目されよう。その批判の多くは、C.G.T.が物価騰貴にともなう賃金調整のために強く要求していた賃金スライド制の要求に応じて、社会秩序の維持と社会平和を達成するために、首相ブルムが賃金と公務員給与を生計費の変動と連動させることをめざした政府法案の条項にむけられた。9月27日の急進党下院議員総会でも、「スライド制の確立は平価切下げ措置の失敗を意味する物価の明白な上昇を予想している」という反対提案が採択されている。この賃金スライド制の条項を下院で廃案にされ、上院では「社会的措置」の全文が削除されて、議会を通過した法の内容は、平価切下げにともなう「社会的措置」について、不当な物価騰貴を抑制するために農産物の統制価格を再点検する条項と併せて、労使間の賃金紛争を政府が国民経済審議会に諮問して強制仲裁する権限を、有効期間6ヵ月間に限って政府に賦与する条項だけとなった。首相ブルムが「社会改革と経済回復の同時達成」とめざした人民戦線ブルム内閣の社会・経済政策が、その社会政策課題を切捨てられたのである。

経済過程から累増した障害と連動して、1936年秋には、人民戦線運動の前途

39)ケネス・ムーレ著、山口正之監訳、向井喜典ほか訳、前掲訳書436ページ。

を制約する致命的な暗転諸契機が、労使関係の動態からも、政治社会状況でも相次いで現われた。労使関係の動態については、6月の「マティニオン協定」とそれに続いた社会政策改革の諸制度に反対して、「マティニオンへの復讐」をめざす「中小企業経営者と大企業経営者との連合」を実現するために、C.G.P.F.が8月に改組して、「マティニオン協定」に調印した穏健派の会長ルネ・デシュマンが辞任した後に、財界誌の編集長で反労働組合主義的な論説で著名なクロード＝ジョセフ・ジヌーを10月9日に会長に迎えて、「経営者よ経営者たれ！」と呼びかける彼の指導のもとで、「注意深く準備され指導された反撃」を開始した時期であった<sup>40)</sup>。関税や税制などの経済問題に活動範囲を限定する大企業経営者の全国中央組織であったC.G.P.F.は、その活動の重点を社会・労働問題へ転換して、中小企業経営者や手工業者も加入させる全雇主層の全国中央組織となって、「企業のなかの中間層」として重視していた技師や事務職員を組織する活動にも着手した。新会長ジヌーは就任演説のなかで、「中小企業経営者や手工業者の生活を条件づける諸権利の防衛」に努力するために、「商工業での役職」を持たないで経営者運動に専念する「経営者層の事務職員」によって運動が担われなければならないと力説した<sup>41)</sup>。「経営者の権威」を再確立する運動が進められたこの時期に、C.G.T.の内部でも、同年6月の全国的な大ストライキとその收拾の過程を通して労働組合運動に急速に浸透したフランス共産党の影響力に対抗する集団が、C.G.T.副書記長ルネ・ブランに指導されて形成され、その機関誌『サンジカ』が10月から発行されていることを、見逃せないであろう。それはまた、同年8月初旬に閣議決定されたスペイン内戦「不干涉」政策をめぐる、人民戦線の政党連合がスペインの人民戦線内閣を支持するフランス共産党と、不干涉政策を推進する急進党との間で亀裂を顕在化して、その軋轢が労働組合運動の全面にわたって与えた影響と深く連動していた。

同年2月のスペインの総選挙の結果に基いて成立した人民戦線内閣に反抗して、7月18日の軍部の反乱からはじまったスペイン内戦は、ナチス・ドイツと

40) Joel Colton, *Compulsory Labor Arbitration in France*, *op. cit.*, 向井喜典監訳、岩村等ほか訳、前掲、『フランス労働争議強制仲裁制』34ページ。

41) 前掲訳書36ページ。

イタリアの海空軍の支援をえて激化して、ヨーロッパの国際関係を破局的に緊張させたファシズムの脅威であり、イギリスの政府と連携してヨーロッパの平和を維持するという現状維持政策を基調としていた人民戦線ブルム内閣の外交政策にとって、人民戦線の政党連合を分裂させかねない国際関係の激動状況の突発であった。しかも、「人民連合綱領」では、この衝撃を克服するために必要な行動指針を規定していなかったため、人民戦線の政党連合の内部では、スペインの人民戦線内閣を支持するフランス共産党を別とすれば、「社会党も急進党も C.G.T.もすべて支持派と反対派が対立していた」<sup>42)</sup>といわれている。7月20日にスペインの人民戦線内閣から武器援助の依頼を受けて、翌21日に武器援助を閣議決定していた人民戦線ブルム内閣が、イギリスの外務大臣からの要請もあって、閣内では急進党指導部が武器援助に強く反対した主張に圧倒されて、「不干涉」政策へ転換した理由については、フランス経済が人的資源でも工業生産力でもドイツに到底対抗できないという深刻な状況判断と、スペイン内戦に武力介入して世界戦争へ発展させたくないという願望とがあった、といわれている。人民戦線ブルム内閣のスペイン内戦「不干涉」政策がめざした国際「不干涉」体制を形成する構想は、9月8日にロンドンで25カ国が参加する「不干涉委員会」を発足させただけにとどまって、「スペイン共和国政府側の不利、フランコ側の有利に働くだけに終わった」といわれていることも、念頭におかなければならないであろう。また、首相ブルムをめぐる政界と財界の対応状況のなかで武器援助を強行すれば、人民戦線ブルム内閣が議会で不信認されて倒壊せざるをえない運命の岐路にあったことも、おそらく確かであろう。

政治社会状況の激変過程については、さらに、10月23日から25日にわたった急進党全国大会での左右両派の鋭い対立に注目する必要がある。それは、急進党が人民戦線運動へ参加することを正式決定した前年10月の党大会から1年目の全国大会であるが、急進党上院議員団を拠点とする右派が代議員の3/4を占めていて、左右両派からそれぞれに提出して採択された議事日程の内容は、右派の提案がフランス共産党批判で一貫していて、党首ダラディエの「開会宣言」

---

42)前掲訳書37ページ。

もしばらく立ち往生したほどに当初から熱狂的な波瀾含みの全国大会となった。同年春の下院総選挙での共産党の大躍進と、工場占拠をともなう全国的な大ストライキの諸過程および、スペイン内戦「不干涉」政策をめぐる同党の対応様式をめぐる、所有権の不可侵ということが右派からの批判の焦点であった。党内では、人民戦線運動を支持する左派の「青年トルコ派」に代わって、右派の急進青年団が優勢となっていて、10月1日通貨法による本位貨フランの平価切下げ政策がもたらす諸結果に反対する論潮は、左右両派に比較的共通していた。全国大会は、右派よりの方向で策定された左右両派の折衷案によって急進党の分裂をようやく回避することができたが、「党内には、共産党への警戒心と共同綱領以外のことでは協力しないという意味が残った」<sup>43)</sup>といわれている。人民戦線運動への急進党の期待がすでに過去のものとなっていた状況のなかで、「ある政治家がそもそもジレンマに陥っているとしたら、それは1936年秋のレオン・ブルムその人であった<sup>44)</sup>」という評価があることは示唆深い。そのジレンマが、スペイン内戦「不干涉」政策によってはヨーロッパの国際関係を緊張緩和できないで、フランの平価切下げ政策が通貨の安定性を回復させる課題に失敗して破局的な物価騰貴を誘発していた状況のなかで、「経営者の権威」の再確立をめざす雇主層の反労働組合活動と連動して、人民戦線ブルム内閣の社会・経済改革の諸課題をめぐる深められていたのである。

社会政策の展開様式を暗転させる見逃せない諸契機も、その過程で累増していた。ひとつは、9月初旬から激烈に再燃した労働者の工場占拠をともなうストライキを、6月7日の「マティニョン協定」の締結と同様な方式で收拾しようとした首相ブルムが、9月14日から首相官邸で開いていた C.G.T. と C.G.P.F. の各代表団の労使交渉の会談の帰趨についてである。いまひとつは、その過程で、9月25日に C.G.T. 全国評議会が、政府による調停・仲裁手続に労働争議を付託することを、「一定の使用グループが一貫して共同で拒否している」の

43) 渡部和行「人民戦線期の急進党—1935~36年—」香川大学『香川法学』第4巻3号、1985年による。

44) ジョエル・コルトン著、向井喜典監訳、前掲、『フランス労働争議強制仲裁制度』35ページ。

で、「仲裁を含む…実践的で効果的な斡旋手段」の創設を、労働争議強制仲裁制度の法定を含めて支持すると政府に提案した決議が担った役割である<sup>45)</sup>。

首相ブルムは、10月1日通貨法第15条で政府に賦与された労働争議強制仲裁権を行使しないで、労使双方の集団的な自発性を尊重して団体交渉に基づく労使関係の安定の回復を期待していたが、首相官邸での労使交渉の会談は C.G.P.F.代表団の非協力的な対応様式によって難航した。しかも、それは、ヨーロッパの国際関係が破局的に緊張する環境のなかで、激烈なストライキの長期化が、6月の大ストライキの過程で経験された大衆的な社会的連帯感を消失させていて、人民戦線運動が崩壊する結果に導き、反動的な政府の政権への復帰と社会政策改革の諸成果の崩壊を招くかもしれないことを、C.G.T.指導部も憂慮していた時期であった。ストライキ労働者の孤立化による労働組合運動の衰退過程を回避するための実践的な対応策として踏み出されたのが、9月24日の C.G.T.全国評議会が労働争議強制仲裁制度の導入を支持した決議である。

6月の団体協約法案の議会審議過程で、政府原案に含まれていた労働争議強制仲裁条項を、強制仲裁は労使両団体から責任を奪って団体協約がもっている性格を変化させると、フランス共産党の議員団と C.G.T.指導部の旧 C.G.T.U.系の幹部が強く反対して撤回させていたことを、さきを書いたが、それは、フランスの労働組合運動が労働争議に介入する政府の政策に19世紀末から強硬に反対してきた伝統が、人民戦線ブルム内閣のもとでも存続していることを確認させるものであった。この伝統を転換させる画期となった9月24日の C.G.T.全国評議会の決議がもつ意味について、C.G.T.議長レオン・ジュオーは、その動機が「理論的ではなく、実践に基づく考慮」であったと書いている<sup>46)</sup>。C.G.T.指導部は、「強制仲裁はとらえがたいが、ストライキ権を縮小させて、抑圧することさえ可能で効果的な手段であることことを理解していた」が、人民戦線ブルム内閣のもとでの強制仲裁制の実施にはほとんど脅威を感じていなかった。その論議の応酬がもった特徴を、「反動的な政府が権力を手に入れるならどうなるか。労働者はその政府を見捨てるだろう。この階級は以前からその

---

45)同上38ページ。

46)同上38ページ。

種の闘いを知っていた<sup>47)</sup>。」という、旧 C.G.T.U.派のフランス共産等系の幹部ブノア・フラシヨンの賛成論と、「われわれは決して強制仲裁の支持者ではなかった。労働運動は社会闘争のなかで活動の自由を守り続けるであろう<sup>48)</sup>。」という、C.G.T.副書記長で旧 C.G.T.派のルネ・ブランが伝統に固執した反対論との対立に見ることができる。C.G.T.指導部にとって、それ以上に深刻であった問題は、ヨーロッパの国際関係を侵犯して破局的に緊張させているナチスの脅威が迫り、消費者物価が相次いで急上昇する状況のなかで、C.G.P.F.の指導のもとで組織的に強められた雇主層の反労働組合運動に重圧された労働者のストライキの非組織的な続発と長期化が、ストライキ労働者を孤立化させ、労働組合運動が衰退する諸困難に対する憂慮であった。この深刻な危機的状況を、人民戦線ブルム内閣のもとでの労働争議強制仲裁制度の実施によって打開するために、労働組合運動の組織的力量を維持するための緊急な自己防衛策として労働争議強制仲裁制度の導入を支持したのと同じ9月25日の全国評議会でも、C.G.T.が要求した賃金スライド制の導入も、今後の「工場占拠」ストライキを防止するためにストライキがおこなわれている工場を政府の監督のもとに置いて閉鎖する「中立化」措置の要求も、そうした状況のなかで議会を通過しなかった。賃金スライド制の導入とは、消費者物価の急上昇にともなう今後のストライキを阻止するための付随的な手段として、物価変動と賃金額のスライド制を団体協約の必要記載事項とする制度要求であるが、それがインフレーションを高進させる誘因になるとして急進党からも議会で厳しく批判された。

経済過程から累増した諸困難と連動して、労使関係の社会的緊張状況を暗転させる致命的な契機が、首相ブルムが首相官邸で開いていたC.G.T.とC.G.P.F.の各代表団の労使交渉の会談の過程でも、一層深刻な様相を帯びて展開した。C.G.P.F.会長ジニューは、ブルム内閣が財産権および現存の団体協約の必要記載事項である調停手続に対する尊重を強制していないと批判して、C.G.P.F.代表団は強制仲裁制度に対する敵意を公然と表明した。そして、工場「中立化」措置は財産権の国家への一時的移転を意味することになると非難して、

47)同上45ページ。

48)同上46ページ。



会談は当初から難航した。C.G.T.議長ジューオーは、C.G.T.の提案が「反動勢力と大企業とによって拒絶された」と強く批判して、企業側が抵抗を継続するならば、人民戦線内閣が強制仲裁制度を導入する責任をとらざるを得ないであろう<sup>49)</sup>と言明した。やがて会談は11月26日に最終協定に調印する運びとなったが、調印予定時刻の2時間前に、会長ジニューに率いられたC.G.P.F.代表団が会談から撤退すると声明して、会談は決裂した。C.G.P.F.代表団が会談を決裂させた理由は、工場占拠をともなって続発するストライキに対する人民戦線ブルム内閣の寛容な対応様式を非難する憤激に基づいていて、最終協定案の前文に財産権の保障が明記されていないということであった。しかも、その最終協定案の内容は、C.G.T.とC.G.P.F.の各代表団によって構成された9つの小委員会ではほぼ合意されていたのである。6月7日の「マティニョン協定」に調印したことを遺憾としていた雇主層が、強制仲裁制度の導入を峻拒して、長期化するストライキの激化について、「内閣が責任をとることをむしろ好んでいた<sup>50)</sup>。」といわれている。C.G.T.議長ジューオーは、C.G.P.F.代表団の対応様式に憤激して、首相ブルムは、労使間の団体協約に基づいて自動的に成立する労働争議強制仲裁制度の導入を期待できなくなったので、10月1日通貨法で政府に賦与された強制仲裁権の対象よりも広い範囲で、商工業におけるすべての集団的労働争議を対象とする政府法案を、11月27日に下院へ提出した。その内容は、7月にデクレで全県に設置された県調停委員会へ、また、成り行き次第では政府による強制仲裁手続に、すべてのストライキを付託することを規定していて、首相官邸での労使交渉の会談で調印を予定されていた予備草案に基づくものでありC.G.T.の提案内容に沿うものでもあった。

政府法案は、下院の労働委員会で「労使双方の利害関係を国民のより高度な利益に調和させる」ために必要な手段であると歓迎されたが、下院でも上院でも法案審議過程で、強制仲裁の原則それ自体についてではなく、県知事が議長となる県調停委員会から、その段階で調整が不成立となった場合に仲裁人と審

---

49) Loi du 31 decembre 1936 sur les procedures de conciliation et d'arbitrage dans les conflits collectifs du travail.

50) ジョエル・コルトン著、前掲訳書77ページ。



判人を政府が選任する手続のあらゆる面にわたって、政府が国民経済を行政府のもとに置こうとしていると、厳しく批判された。さらに、それ以上に厳しかったのは、労働者側の代表権を C.G.T. に独占させようとしているということであった。この点は、組合員50万人に達するまでに成長したと主張するキリスト教系労働組合の全国中央組織で人民戦線運動に参加していなかった Confederation Francaise du Travailleurs Chretienne - C.F.T.C. 代弁者からも、厳しく批判された。C.G.T. が要求して、人民戦線ブルム内閣が政府法案を下院へ提出した賃金スライド制の導入と、ストライキ実施中の工場を「中立化」する措置を、すでに否決していた議会の対応様式と、C.G.P.F. の反労働組合活動は、人民戦線ブルム内閣の社会・経済改革の構想と C.G.T. 指導部に対して限りなく厳しかった。ここに、10月1日通貨法による本位貨フランの平価切下げ政策が労働者の賃金に与えた影響と連動して、やがて同年12月31日法で成立する労働争議強制調停・仲裁制度の実施が導いた諸結果との相互の関連に、6月7日の「マティニオン協定」にはじまった社会政策の画期的な改革諸制度の相次ぐ実現過程から、労使両当事者の自律的な集团的合意に基づく団体協約に優先権を与えるという法形式を継承しながらも、少なからず後退した方向で、人民戦線ブルム内閣の社会政策の画期的な諸改革がめざした課題と役割が再構成される過程の政治社会的な表象を見ることができる。

### 3. 労働争議調整制度の変容と改革「休止」声明

労働争議強制強制調停・仲裁制度の導入を規定した1936年12月31日法<sup>51)</sup>、この制度の基本原則を第1条で、「商工業におけるすべての集团的労働争議は、ストライキとロックアウトに先立って調停と仲裁に付託しなければならない。」と法定している。その調停・仲裁手続は、労使両当事者の集团的合意に基づいて、団体協約の必要記載事項とされなければならない、それを自律的に達成できない場合に公的組織を援用することを法定して、その実施機構をフランスの現行法の枠内でデクレによって組織する権限を政府に賦与するものであった。法

は、政府が選任する仲裁人に、制定法または法定な形式性に制約されないで「友好的な調整者」として裁定をおこなう無制限な権限を与えて、裁定の背後にある理由を説明して公表することを義務づけた。仲裁の目標は、「雇用のあらゆる場において、協調および、経営者側と労働者側の権利を相互尊重する雰囲気を作り出すために、労働条件の衡平な規制」をする必要に求められた。それは、財産権および、労働者の団結権、人格の自由、働く権利を守ために干渉からの自由、労働組合に加盟、または加盟しない権利の衡平性の確保を目的として、労使関係に政府が介入することを定めた労働争議調整制度である。そして、法の有効期間は6カ月間に限定されて、農業労働争議は適用対象外とされた。

人民戦線ブルム内閣は、労働争議強制調停・仲裁制度を実施するためのデクレを、翌37年1月16日に発令した。その実施機構は、労使両当事者間の自立的な集团的合意に優先権を与えて、労働者側と経営者側が各県、各産業部門、全国の三つの段階でもっている組織に照応するように、各県別、各産業別、そして、全国段階で構成された。その第1段階は、労使双方の各県組織から選任された同数の委員で構成されて、知事または代理人が臨席する県調停委員会からはじまり、4日間以内に調停できない場合に、当事者の一方または知事が発議して、その第2段階である争議両当事者の各上部団体から同数の委員を選任された合同（産業）調停委員会に付託する制度である。そして、その段階でも4日間以内に調停できない場合には、その第3段階である労使双方の「最も代表的」な全国中央組織から選任された各同数の委員で構成され、当該争議と密接に関連する管轄権をもっている国務大臣または代理人が議長となる全国産業間調停委員会に付託する三段階構成である。さらに、この最終段階でも調停できなかった場合には、その調停委員会が単独の仲裁人または2名からなる仲裁委員会を選任するように労使両当事者と協議して、2日間以内に合議できない場合には、当該争議と関連の深い国務大臣が、労使双方の各全国組織から提出された共同名簿に基づいて仲裁人を選任し、3日間以内に合意に達しなかった場合には、総理大臣が労使双方から提出された共同名簿に基づいて審判人を選任する制度である。審判人の共同名簿は1937年初頭に労使双方の各全国中央組織が会合して作成した。<sup>51)</sup>

消費者物価が相次いで急上昇する過程で、労働争議強制仲裁制度の実施に期待された重要な役割は、仲裁裁定によって物価・生計費の変動に照応して適正に賃金調整する課題であった。仲裁人は賃金調整について無制限な自由裁量権を与えられて、地方生計費委員会が算定した「労働者の4人家族」の生計費から個別の指数を計測して裁定の基礎とした。裁定の内容にはかなりの差異があったが、仲裁人は「賃金と物価の悪循環」を防ぎたいという願望に支配されていて、労働組合の賃金スライド制要求に対して、賃金の全面調整を拒否し、「自動的な賃金スライド制を裁定として容認しないことが特徴であった。」「国民経済にとっての利害というものが完全な賃金調整を妨げる主要な要因」となって、「雇い主の権利という第二次的要因」にも制約されて、「仲裁人の過度な慎重さとインフレーションを予防するための極度な懸念が、結果として多くの場合に労働者に対する不公平さという結果」に終わったことを、この分野の研究史の古典のなかで実証されている<sup>52)</sup>。(第3図、参照)強制仲裁制度のもとのストライキ権の当否については、この時期にまだ問題となっていなかった。同年1月11日に国民経済相スピナスも、原料価格の上昇と賃金上昇との二要因によって、「平価切り下げ政策による通貨並列化の枠内にわれわれの物価を抑えるという問題を提起している」と指摘して、消費者物価の急上昇に促迫された労働者の賃金要求を牽制している。2月9日には、フランス社会党副委員長J. P. セベラックが、労働組合の賃金要求が生計費の上昇に拍車をかけて賃金と物価の悪循環を生み出していると指摘した。続いて2月13日に首相ブルムが、公務員の給与引上げ要求に対して、「休止の一時期が必要である。…僅かの期間で導入された大規模な社会改革と通貨並列化の同時性が、民間経済を全く新しい諸条件のもとに陥れて、その均衡がまだ強固なものでないために、民間経済はなおも脆弱な回復状態にとどまっている<sup>53)</sup>」と公式声明した。それは、人民戦線ブルム内閣が組閣後一貫する政策規範としてきた「人民連合綱領」に

51)強制仲裁制のもとのストライキ権の行使が争点となったのは、同法が翌1938年に改訂されて1938年3月4日法によって常設制度になってからである。

52)ジョエル・コルトン著、前掲訳書、53ページ。

53)G. Lefranc, *Histoire „du Front Populaire, op ., cit ., „320.*

基づく社会・経済改革の政策の課題の放棄であり、「社会改革と経済回復の同時達成」をめざしたこの内閣の社会・経済改革の構想の終焉である。そこに、前年10月の本位貨フランの平価切下げ政策が誘発した消費者物価の急上昇と賃金抑制への政策転換の到達点を見ることができる。社会政策の画期的な改革がめざした役割との関連について、それを決定づけたのが、前年12月31日法で法定された労働争議強制調停・仲裁制度のもとでの仲裁裁定による、賃金抑制の方向である。

人民戦線ブルム内閣は、通貨・金融政策についても、3月5日の閣議で、通貨・金融政策を経済的自由主義へ転換する政策課題を決定した。それは、C.G.P.F.会長ジニューが「金融ネップ」<sup>54)</sup>と呼んで歓迎した政策である。本位貨フランの平価切下げ政策の策定過程で現れていた為替管理の採用拒否を再確認して、金の自由取引の復活、フランス銀行による時価での金の買い上げ、平価切下げ政策の実施にともなって発足した為替平衡基金を管理する「専門家委員会」

第3図 週賃金の購買力指数(1930年=100)



〔出典〕A. Sauvy, *Histoire économique de la France entre les deux guerres* t. 2, 1967. et 545.

54) Claude Joseph Jeanney, *Journée Industrielle* 11/3, 1937.

の設置を定めた政策である。そして、均衡財政への復帰を妨げない立場からの公共事業費の支出削減を含む60億フランの財政支出抑制と、軍需支出調達のための為替選択特権と免除特権付き国防債券の発行を決定した政策である。社会政策課題の放棄に続いて、それは、経営者層からの信頼を獲得するための通貨・金融政策の転換であった。経営者層は経済的ならびに社会的な全領域での「休止の全面化」を要求した。2月13日の首相ブルムによる社会・経済改革の「休止」声明は、明らかに、前年6月7日の「マティニオン協定」の締結にはじまった人民戦線ブルム内閣の社会・経済政策の存在理由それ自体の全面的な否定であり、この時期に、3月12日に発行された免税特権付き国防債券が、その後の追加発行も含めて、首尾よく売却されたことは、3月に経験された海外逃避資本の還流と併せて、経営者層からの信頼の回復を首相ブルムに期待させるものであった。2月13日の首相ブルムの「休止」声明にはじまった政策転換路線が進むにつれて、C.G.T.指導部は批判的態度を強めていた。その過程で発生したのが、首都パリ近郊のクリーシー市で3月16日に発生したいわゆる「クリーシー事件」である。それは、前年6月のファシスト4団体解散令によって解散させられた右翼リーグが改組した極右政党「フランス社会党」の集会に対して、政府が開催不許可の決定をしなかったことを不満とした労働者の対抗デモンストレーション参加者に、警官隊が発砲した事件であり、人民戦線ブルム内閣の政策理念の後退に対する「戦闘的労働者の不満」の爆発として「労働者の流血の抗議」という側面をもっていた<sup>55)</sup>。スペイン内戦「不干涉」政策と本位貨フランの平価切下げ政策が誘発した消費者物価の急上昇が、多くの労働者間で政府に対する不満を高めさせていた状況のなかで、経営者層の反労働組合活動が組織的・系統的に相次いで強められて、企業のなかでの「労働における秩序と規律」の再建をめざす技師や管理職員や事務職員の組織も数多く結成された。「労働組合の圧政」に抗議するというそれらの運動とならんで、中小商工業者や手工業者などの中間層の組織化の運動もはじまった。さらに深刻となった動態は、前年6月の社会政策の法定諸制度の画期的な改革の白眉であ

55) Arthur Mitzman, "The French working class and the Blum Government (1936-37)". *International Review of Social History*, ix, No 3, 1964 p. 383-385.

ったといわれる法定週40時間労働制の硬直的で画一的な適用方式が、中小企業経営者の経営困難を深めさせ、中間層の労働組合運動に対する反発を増大させて、人民戦線運動の存立の基礎を崩壊させはじめていた状況である。

法定週40時間労働制がフランス経済の工業部門にほぼ全面的に適用されたのは、前年10月の本位貨フランの平価切下げ政策による経済回復効果が突然に停止された3月初旬であった。この時期に、週40時間労働制の実施にともなう失業者の追加労働力補充が困難な状況による熟練労働者不足が、機械金属工業や炭鉱業をはじめとする多くの産業部門に広がった。3月初旬に国民経済相スピナスが、週40時間労働の実施によって生産の制限または削減が導かれて、物価を急上昇させる要因となるならば、この制度がもっている利点を消滅させるであろうと警告して、生産の維持・増大が至上命令であることを強調している。C.G.T.指導部の旧 C.G.T.派の幹部も、週40時間労働制の実施と生産増加との対立的契機を憂慮していたが、週5日・1日8時間労働という単純でわかりやすい要求は、一般の労働者にとっては経営者に対する根本的な不信任に基礎づけられていて不可避的な要求であった。それ以上に重要な問題は、経営者層の多くが、フランスの産業構造を規定していた技術進歩の相対的な停滞性に制約されて、一般に雇用労働力構成における熟練労働力への依存度が高く、労働力構成を編成替えして新規雇用を吸収する必要も意欲も持っていなかったことである。そうした生産構造の硬直性と重なって、海外逃避資本の未還流と資本の海外逃避とによって、民間資金需要の増加と財政危機の深刻化にともなう利子率の高騰傾向が、新規投資を制約する条件となっていた。そして、工業部門においてさえ、工業経営数全体に占める割合でも、雇用労働者比率でも、中小企業がきわめて高い比重をもっていたことであり、週40時間労働制の厳格な実施に対する経営者層の敵意が、新規雇用の意欲を抑制していたことである。とくに、小規模な企業では、労働組合運動の組織的力量的増大過程に規定されて自由な解雇が困難になることへの恐怖から、新規雇用について極度に警戒的になっていた。生産設備を更新してフランスの産業構造を近代化する必要は、国民経済相スピナスやフランスの産業設備の老朽化を意識する経営者層の一部のグループによって繰り返し提唱されていたが、投資の決定が人民戦線ブルム内

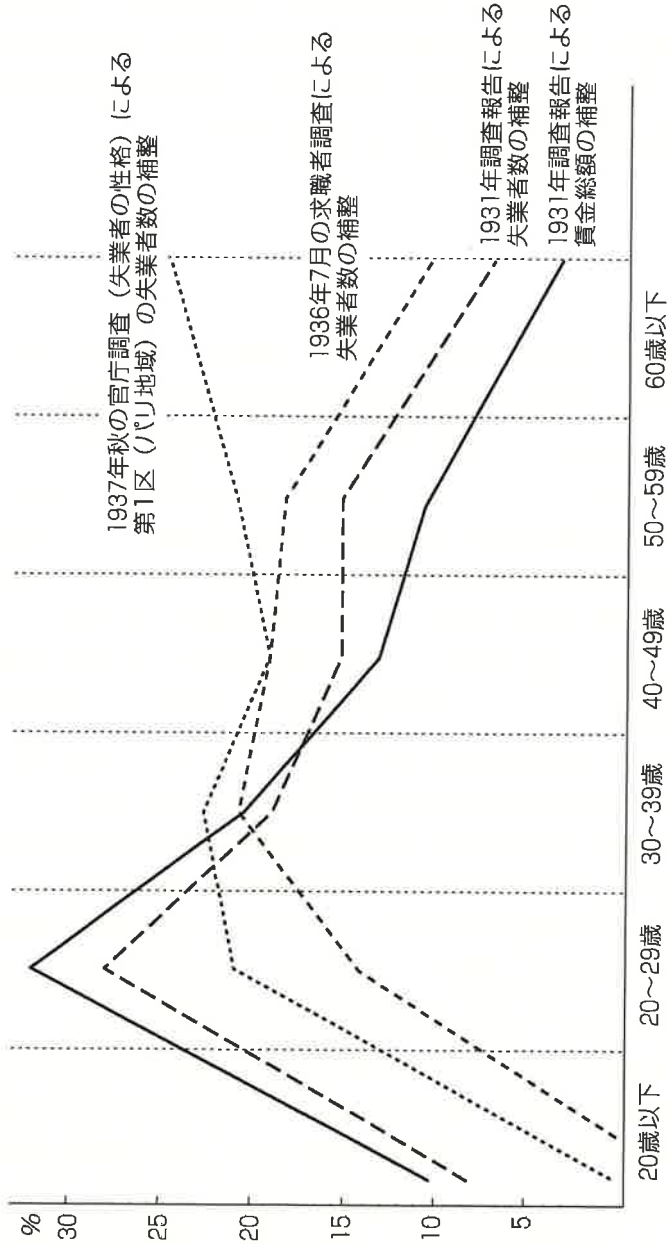


閣の政策に対して敵意をもっていた経営者の私的な判断に委ねられていた限りでは、それが現実化する保障はなかった。さらに、失業者が地域と産業部門と企業規模と年齢および職種に応じて異質な構成をもっていた現実と、週40時間労働制の硬直的な画一適用の方式が対立する側面をもっていたことが、見逃せない重要な要因である。(第4図、参照) 週40時間労働法が、新規雇用のための投資の領域でも、その決定を経営者の自由な意思決定に任せていたことによって、これらの諸矛盾が一層拡大されたのである。労働組合運動とその政治指導が、そうした方向への有効な規制力をもっていなかったことも、その後の諸過程を展望して明確に検討されなければならない重要な問題点である。

週40時間労働制の硬直的で画一的な適用方式が、フランス経済の恐慌局面から脱出するために基軸となる主要な産業部門の多くで、熟練労働者の不足を招いていて、生産の隘路となっていた過程で、首相ブルムが経済回復のために失業者を吸収する「主要な楯杆」と主張していた公共土木事業が、3月5日の閣議決定に基づいて政府財政支出を抑制する金融自由化政策によって全廃されていた。そして、やがて、6月だけでも80億フランに達した大量な海外逃避資本の急増過程を規制して財政危機を打開するために、3月に設置した為替平衡基金を管理する「専門家委員会」に諮問した答申が、間接税の増徴と、公共料金の引上げと、資本の自由移動の全面化を骨子とする均衡予算論であったので、人民戦線運動の経済改革理念を全面否定するその答申を却下して、財政全権の委任を議会に要求する政府法案を6月15日に下院へ提出した。6月6日には、副首相で急進党の人民戦線運動参加論の推進者であった党首ダラディエマだが、人民戦線ブルム内閣の社会・経済政策を厳しく批判した時期であり、政府法案は、資本逃避対策を基本としながらも、急進党と妥協するために為替管理を排除したきわめて微温的な内容であった。しかも、その微温的な政府法案が、下院を通過していながら、急進党の上院代表であるジョセフ・カイヨーが率いる上院財政委員会で度重ねて妨害されて議会を通過しなかったため、首相ブルムは、経済回復の課題を達成するために「不可欠と考える行動手段を奪われた」と判断して、人民戦線の政党連合の分裂を回避するために総辞職することを6月22日に閣議で決定した。ヨーロッパの国際関係がスペイン内戦を焦点



第4図 活動人口と失業者数の年齢別構成の比較(1931年と1936年(7月)と1937年(9月))



[出典] Jean-Charles Asselin, *La semaine de 40 heures, le chômage et l'emploi, Le Mouvement Social*, n° 54, janvier-mars, 1966, p. 192.

としてナチスに侵犯されて破局的に緊張した環境のなかで、前年秋から経済過程に累増した深刻な暗転諸契機に制約されて、相次いで変容する過程をたどった人民戦線ブルム内閣の社会・経済政策が、その政策理念の推転過程にともなう労働者の不信と不満の念が高まる過程で終焉した。

## おわりに

1930年代の世界大恐慌期にフランスで経験された1936年6月の人民戦線ブルム内閣の社会政策の法定諸制度の画期的な改革が担った役割について、「マテイニオン協定によって基礎づけられた新しい労使関係諸制度は今日に至るまで存続してきた」と、この分野の研究史の古典の著者も最近の論稿で書かれている<sup>56)</sup>。その示唆から学んで念頭におきたい政策経験は、この協定に続いて法定された年次有給休暇制度が保障した労働者のヴァカンス権と、それに続いた法定週40時間労働制の実施にともなう週休制の発足とに支えられて、人民戦線ブルム内閣の「余暇の組織化」政策の展開が労働者の生活文化を革新させる展望を開かせて、フランスの社会構成の高度に区分されていた労働者状態の障壁を破砕する可能性を期待させた役割である。それはまた、その過程で実現された団体協約法の画期的な改革がめざし役割によって支えられていた。それらの相互の関連に、首相ブルムが、労働者の組織的力量的増大過程が担うべき役割に期待して、「社会改革と経済回復後の同時達成」をめざした社会・経済改革の構想の最大の制度的所産を見ることができる。法定週40時間労働制の経験をめぐる歴史の教訓は、歴史として現代を考える視座から、日本の社会政策の展開様式が当面している課題の焦点に繋がる問題でもある。

経済過程から見ると、この画期的な社会政策改革の法定諸制度がめざした役割を制約した障害は、あまりにも厳しく、首相ブルムが「社会改革と経済回復の同時達成をめざした政策理念を破綻させて、フランス経済の恐慌局面から脱

---

56)前掲訳書『フランス労働争議強制仲裁制度』の現著者ジョエル・コルトン博士からご恵贈いただいた「日本語版への序文」(1998年11月)から引用。

第5表 人民戦線運動の経済実績

日付	工業生産 (1929年 =100)	輸出 (量) (千トン)	輸入 (量) (千トン)	貿易収支 (百万フラン)	週労働 時間 (時間)	失業保険の 給付を受けた 失業者(千名)	積載貨物 (千/旧)	卸 物 価 指 数 (1913年=100)	売 物 価 指 数 (1914年=100)
1935年平均	72	2,443	3,718	- 456	44.5	425.8	36.3	338	440
1936年5月	80	2,515	3,987	- 797	45.7	422.0	35.4	374	459
6月	73	2,371	3,742	- 676	45.8	419.9	34.6	378	461
7月	75	2,099	3,718	- 756	46.1	420.8	34.7	391	461
8月	70	2,367	3,886	- 595	45.8	413.3	33.5	404	477
9月	74	2,415	3,980	- 669	46.1	407.7	36.3	420	494
10月	81	2,464	4,015	- 780	46.3	406.6	41.9	471	515
11月	83	2,579	4,237	- 989	46.2	407.8	42.5	492	534
12月	83	2,373	4,750	-1,388	45.7	413.4	39.2	519	550
1937年1月	84	2,418	4,761	-1,564	42.5	426.1	36.1	538	567
2月	85	2,373	5,346	-1,972	42.3	410.2	38.3	534	577
3月	86	2,257	4,599	-1,387	42.1	366.2	37.2	550	576
4月	84	2,612	4,951	-1,327	41.0	368.4	37.6	552	580
5月	82	2,458	4,553	-1,309	39.9	345.5	35.7	550	586
6月	82	2,685	5,163	-1,716	39.7	321.7	37.4	557	590
7月	78	2,554	4,569	-1,333	39.6	313.5	39.7	582	600

出典：Sauvy, *Histoire économique*, vol. 3, 工業生産指数, p.315; 失業保険の給付を受けた失業者, p.305.SGIC.  
*Mouvement économique*, 輸出入量, p.164; 貿易収支, p.166; 週労働時間, p.158; 積載貨物, p.151; 卸売物  
 価指数, p.178; 小売物価指数, p.181.

出所：ケネス・ムーラー著・山口正之監訳「大恐慌とフランス通貨政策」(前掲) 435ページから転載。

出する課題に失敗した。(第5表、参照)それは、世界大恐慌の衝撃によって国際通貨制度の金本位制が最終的に崩壊する過程で、本位貨フランの金本位制離脱と平価切下げ政策の「あまりにも遅過ぎた」対応様式と規制力の乏しさによるものであり、法定週40時間労働制がたどった軌跡に見るように、フランスの産業構造に伝統的な設備の老朽化と低位生産力構造を改革する展望をもたないで、設備投資と雇用調整を各産業部門または個別企業の経営者の私的な判断に委せたままで、政府が規制する方向を明確にもたなかった制約によるものでもあったといえる。政府による規制力の乏しさは、フランス銀行の管理機構の改革についても言わなければならないが、1936年秋からの消費者物価の急上昇についても問われなければならない問題であろう。それが、経営者団体の反労働組合活動が強まる過程で、労働組合運動にとって致命的な中産階級の離反傾向を基礎づけた歴史的諸条件を規定した重要な要因でもある。そして、そこに、スペイン内戦「不干涉」政策をめぐる人民戦線の政党連合の亀裂の要因も胚胎していた。そこに、フランスの人民戦線運動が担った反ファシズム課題と恐慌脱出課題との相互の関連を、明確に把握しなければならない重要な問題点が見いだされる。こうした視座から、1936年10月1日通貨法によるフランの平価切り下げ政策の諸結果と、同年12月31日法によって成立した労働争議強制調停仲裁制度の実施が導いた帰趨との相互の関連に、人民戦線ブルム内閣の社会政策の画期的な改革諸制度がめざした課題の再構成過程を見いだしたいと私は考えている。その諸過程を視野におさめて、現代フランスの社会政策の歴史過程の重要な画期であった人民戦線ブルム内閣の1936年6月の政策経験が担う役割と、その障害を、フランスの人民戦線運動の社会的高揚と衰退の諸過程のなかにもどのように位置づけて把握するかは、さらにいくつかの論稿を書き継いで確かめなければならない歴史の認識の課題である。

長友故振津純雄教授らと重ねた共同研究の成果に厚く感謝して、哀惜に耐えない敬弔の意を表してご霊前に本稿を捧げさせていただきたいと思う。合掌。